書物方年代記⑤

文化十一年~安政四年

化十一年(一八一四)正月(一月)から安政四年 物方に係わる重要事項を摘録したものである。 の『書物方日記』から、書物の出納や人事ほか書 (一八五七) 六月までの期間について、当館所蔵 この間の将軍は、十一代徳川家斉、十二代徳川 本稿は、「書物方年代記」の第五回として、文

ち文化十一年正月時点で在職しているのは、左の 三名である。 本稿に登場する書物奉行は計二十五名。そのう

近藤重蔵(守重) 文化五年(一八〇八)二月 晦日に小普請方より。文政二年 行に。【文政十二年(一八二九) (一八一九) 二月三日、大坂弓奉 六月没。五十九歳】

鈴木岩次郎 (成恭) 文化九(一八一二) 年 普請入り。【嘉永四年(一八五一) 頭より。文政四年(一八二一) 十二月二十四日、御役御免。小 十一月二十四日に学問所勤番組

藤井佐左衛門(義知) 文化十年(一八一三) 十二月、没。八十五歳】

十二年 (一八一五) 六月二十三 八月二十五日に西丸右筆より。同 家慶、十三代徳川家定である。

期間は次の通りである。 行(『柳営補任』によれば、中神順次から石川次 欠本も多く、安政四年七月以降に就任した書物奉 二十二名であるが、現存する『書物方日記』には 左衛門までの十二名)は含まれていない。欠本の 以上の三名に対して、今回初めて登場するのは、

天保二年(一八三一)七月~天保十二年六月 文政十一年~文政十三年(天保元年) 安政三年(一八五六)七月~十二月 嘉永六年七月~安政二年 (一八五五 嘉永五年七月~十二月 嘉永四年(一八五一)正月~六月 弘化五年 (嘉永元年) · 嘉永二年 (一八四九) 天保十五年 (弘化元年) ~弘化三年 (一八四六) 天保十三七月~天保十四年六月 文政十年(一八二七)正月~六月

氏 幹 人

*慶応二年十一月十七日に「御書物奉行同心支

安政四年七月~慶応二年(一八六六)

(一八一六) 五月、没。六十四歳 日、病のため辞職。【文化十三年 *森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉 では六月二十三日。後者に従っ 免す」とあるが、『書物方日記』 行』には「十二年六月三日病

を拝命したのは以下の二十二名である。 文化十一年以降、安政四年六月までに書物奉行 は廃止になり、書物同心は学問所の附属と 配替」(『慶喜公御実紀』)。すなわち書物奉行

高橋作左衛門(景保) 文化十一年二月三日に のちにシーボルト事件で入獄。 書物奉行を拝命(天文方兼任)。 獄中で病死。四十五歳】 【文政十二年 (一八二九) 二月、

(成允) 文化十二年(一八一五) 守組」より。文政四年(一八二一) 七月二十三日に「大御番加納大和 (一八五八) 五月、没】 二月六日、膳奉行に。【安政五年

(広常) 文政四年(一八二一)三 組」より。【文政十年十二月、没。 月四日に「大御番新庄越前守 六十九歳)

* 『書物方日記』記載の没年月 日は表向きのもので、十二月

書物方年代記⑤ 文化十一年~安政四年

山角貞一郎 (久矩) 文政五年 (一八二二) 閏 庫と書物奉行』は、過去帳から「文 組」より。文政七年十一月十日 政七年十月八日」没とする】 病気のため御役御免。【『紅葉山文 正月八日に「大御番牧野伊予守 一十六日となっている。

(韓) 文政七年(一八二四)十一 九月、没。六十歳】 留守居に。【安政六年(一八五九) 讃岐守支配」より。天保九年 (一八三八) 十一月十二日、二丸 月二十五日に「小普請支配土屋

勝田弥十郎 (献) 文政十一年(一八二八)三 月十六日に学問所勤番組頭より。 五十二歳 【天保二年 (一八三一) 九月、没。

年(一八三八)六月十日、代官に。 四月十六日に納戸番より。天保九 五十三歳 【嘉永二年(一八四九)八月、没 (隆懋) 文政十二年 (一八二九)

(利紀) 天保三年(一八三二)二 り。同十五年三月二十九日、富 月二十一日に奥右筆所留物方よ 士見宝蔵番之頭に。【安政七年 (一八六〇) 二月、没]

黒野源太左衛門(保土) 天保九年(一八三八) 衰のため免職)。 七月九日に鳥見より。嘉永三年 (一八五〇) 三月二日、老免 (老

> 水野新右衛門(忠篤) 天保九年(一八三八) 永四年 (一八五一) 四月八日、 十二月十三日に腰物方より。嘉 裏門切手番之頭に。【文久二年

* 『書物方日記』では「水野新衛 門」と表記。

小林半右衛門(政灼) 天保十二年(一八四一) 支配」より。弘化四年 (一八四七) 七月二十八日、大坂弓矢奉行に。 十二月五日に「小普請組河内采女 八十歳 【明治二年 (一八六九) 十一月、没。

(敬直) 天保十三年 (一八四二) 十 化二年(一八四五)三月十六 (一八五一)七月、没。三十七歳] 日、罪ありて免職。【嘉永四年 月十六日に天文方見習より。弘

金井伊大夫(俊有) 天保十五年(弘化元年 り。嘉永四年 (一八五一) 五月 (一八四四)四月三日に小普請よ 十九日、西丸切手番之頭に。

石川良左衛門(通睦) 弘化四年(一八四七) 嘉永三年 (一八五〇) 四月八日、 七月二十八日、大坂弓奉行より。

佐山源右衛門(正武) 嘉永元年(一八四八) 四月、没 三月九日に小普請より。嘉永六年 番之頭に【安政三年(一八五六) (一八五三) 三月晦日、西丸広敷

(一八六二)八月、没】

武嶋安左衛門(茂潤) 嘉永五年(一八五二) **石井内蔵允(至穀) 嘉永四年(一八五一)八** 【安政六年 (一八五九) 四月、没。 八十二歳 月十四日に学問所勤番組頭より。

嶋田帯刀 (政富) 嘉永六年(一八五三) 五 久二年 (一八六二) 閏八月、没。 気のため免職)。【文久三年十二 七月八日に二条蔵奉行より。【文 月二日に代官より。文久元年 (一八六一) 九月三日に病免 (病

中井太左衛門(儀旭) 安政二年(一八五五) り。元治元年(一八六四)六月 二月五日に日光奉行支配組頭よ *『柳営補任』には「文久元酉九 応元年(一八六五)四月、没】 十九日、御役御免(隠居)。【慶 月七日辞」とあり。

(安明) 安政四年(一八五七)正

月二十二日に腰物方より。同五

年正月十一日、御船手に。

蒔田又三郎 (俊光) 嘉永四年(一八五一)五

(定敬) 嘉永四年(一八五一)七月

【嘉永五年五月、没】

月十日に日光奉行支配組頭より。

二十一日に佐渡奉行支配組頭よ

り。安政二年 (一八五五) 五月

十二日、鉄炮玉薬奉行に。

右の二十二名のうち歴史的に著名なのは、高橋右の二十二名のうち歴史的に著名なのは、高橋景保(一七八五―一八二九)は、天文方の高橋至時の長男。文化元年(一八〇四)に亡父の高橋景保(一七八五―一八二九)は、天文方の高橋至時の長男。文化元年(一八〇四)に亡父の渉を継いで天文方を拝命し、同十一年二月から書跡を継いで天文方を拝命し、高十二年二月から書跡を継いで天文方を拝命し、高十二年二月から書跡を継いで天文方を拝命し、高十二年二月から書跡を継いで天文方を拝命した。この間、伊能忠敬による全国測量の事業を監督し、幕府の命で『新訂万国全図』等の地図を作成。あわせて西欧の諸文献の翻訳や第四地図を作成。あわせて西欧の諸文献の翻訳や書が表した。この間、伊能忠敬に、京本の記述といい、京本の記述といい、京本の記述といい、京本の言とは、京本の言と、「中国の言といい、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言と、「中国の言、「中国の言と、

に携わり、日米和親条約の締結に至った。際には、「応接掛」として井戸覚弘らと共に交渉先手鉄炮頭・西丸留守居を歴任したのち大学頭となり、嘉永七年(一八五四)にペリーが再来したなり、嘉永七年(一八五四)にペリーが再来したが、嘉永七年(一八五四)にペリーが再来したが、温称は韓之助・右

三人ほど知られていないが、勝田弥十郎献(一七八〇一一八三一)にも触れておきたい。勝(一七八〇一一八三一)にも触れておきたい。勝(一八二八)、四十九歳で書物奉行を拝命し、三年後の天保二年(一八三一)に五十二歳で亡くなった。詩と書に長け、『貧政』などの著書をのこした。だ。詩と書に長け、『貧政』などの著書をのこした。だ。詩と書に長け、『貧政』などの著書をのこした。で、 文化十一年受する 心得を 説いたもので、 文化十一年受する 心得を 説いたもので、 文化十一年で 八一四)、三十五歳のときの著。「夫れ人間は死世界なり」 息息として死滅し 暫くも止まず 私世界なり 息息として死滅し 暫くも止まず だいだいる。というように人生に対する諦観を基調としている。

本稿が対象とする期間の『書物方日記』には、本稿が対象とする期間の『書物方日記』には、本稿が対象とする副述が見られる。詳細は以下の摘録事項に関する記述が見られる。詳細は以下の摘録でさらに詳しい内容が必要な場合は原本)をご覧事項に関する記述が見られる。詳細は以下の摘録本稿が対象とする期間の『書物方日記』には、

測図等(『実測輿地全図』『輿地実測録』)を収蔵文庫に収蔵され、翌年十一月には、伊能忠敬の実明)が編集し献上した『御番士代々記』が紅葉山攻政三年(一八二〇)七月には、岡野孫十郎(融

した。

用の詳細が記されている。

おいる。

本の子の「式部卿之被進御本」)を用意する御客する書籍(「式部卿之被進御本」)を用意する御客に持ちに紀伊和歌山藩主徳川斉順となる)する際に持ちに紀伊和歌山藩主徳川斉順となる)する際に持ちに記げる。

文政五年(一八二二)にも、書物方は「直七郎文政五年(一八二二)にも、書物方は「御引移御用本」が尾張徳川家に持参する書籍(「御引移御用本」)が尾張徳川家に持参する書籍(「御引移御用本」)を用意する御用を務めている。さらに文政十年を用意する御用を務めている。さらに文政十年を用意する御用を務めている。さらに文政十年を別が尾徳川家に養殿」(同じく家斉の子で、この年尾張徳川家に養政工作)が最近により、この年尾張徳川家に養政工作。

(第百七十冊目) 文化十一年甲戌(一八一四)正月から六月まで

書物奉行の月番は左の通りである。

(五月)近藤重蔵(六月)鈴木岩次郎(三月)藤井佐左衛門(四月)高橋作左衛門(正月)近藤重蔵(二月)鈴木岩次郎

書目録)に書き入れの件。 内容は、例年の「御文庫目録」(紅葉山文庫の蔵正月十八日、林大学頭より近藤重蔵へ達書到来。

書。 二十九日に『諸家系図』長持二棹を御預けの旨達 正月二十七日、奥右筆の布施蔵之丞より、

書き入れ完了(→十五日に渡す)。 二月十日、林家による「御書目」(目録)へのより、天文方の高橋作左衛門が書物奉行拝命の旨。 二月三日、当番目付の高井山城守(名は実徳)

笠原近江守貞温)へ差し出す。を、同朋頭の林阿弥を介して近江守(若年寄・小を、同朋可の林阿弥を介して近江守(若年寄・小二月十一日、近藤重蔵の妾腹に男子出生の届書

成嶋邦之助を介して差し出す。十冊・竹属一帙六冊、『三礼義疏』十三帙目十冊を、二月十六日、『諸物類纂』(庶物類纂)毛属二帙

政重修」)五の長持一棹を、御用で差し出す。同三月二十五日、『寛政重修諸家譜』(原文は「寛五兵衛に渡す。近日中に見分を行う旨回答あり。三月十二日、「新御蔵下水浚」の書付を後藤弥

三月二十九日、「府県志物産之部」(紅葉山文庫

四の長持一棹「御下ケ」(返納)。

邦之助を介して差し出す。所蔵の中国地方志の物産の部)九部十冊を、成嶋

須拝帯本。 四月十一日、『問中家書』三冊を差し出す。林

成嶋邦之助を介して差し出す。四月十七日、『庶物類纂』穀属三帙十五冊を、

を介して差し出す。 四月十八日、『儀象志図』二冊を、布施蔵之丞

京極周防守高備)へ差し出す。が絵図を添付して提出される。周防守(若年寄・が絵図を添付して提出される。周防守(若年寄・四月二十七日、近藤重蔵より「屋敷地割替願書」

あり。書写したのち返上する。が布施蔵之丞を介して御下げになる。目録書三枚が有施蔵之丞を介して御下げになる。目録書三枚

書を奥右筆の船橋久五郎に渡す。同日、藤井佐左衛門(書物奉行)の湯治願の下

橋作左衛門に命じる。 橋作左衛門に命じる。 のよう、摂津守(若年寄・堀田摂津守正敦)が高いよう、摂津守(若年寄・堀田摂津守正敦)が高いよう、摂津守(若年寄・堀田摂津守正敦)が高いよう、摂津守(若年)、

邦之助を介して差し出す。 六月二日、「府志類物産之部」十三冊を、成嶋

が至って粗悪なため、新しい樟脳を受け取る(計六月七日、当年(御納戸より)受け取った樟脳収の分を書き入れるよう指示あり。同日、成嶋邦之助より奥にある「御目録」に新

介して差し出す。 同日、『管見記』『政事要略』を、布施蔵之丞を

六十四斤)。

同日、「新古国絵図」「城絵図」の箱、五十箱を

新御蔵へ移し替える。

【第百七十一冊目】 文化十一年甲戌(一八一四)七月から十二月まで

(十二月) 無記 (十一月) 藤井佐左衛門 (七月) 欠 (八月) 無記 (九月) 近藤重蔵

*七月朔日の日記は欠

冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。七月七日(奥御用で『庶物類纂』二部四帙二十

へ差し出す。

〈差し出す。

〈差し出す。

〈差し出す。

〈差し出す。

九日に五貫目を受け取る)。来るように)というもの。承知の旨回答(→八月差遣」(防虫用の龍陀草を下勘定所に受け取りにだ草相廻り候間 勝手次第下勘定所え受取之者可に有一十四日、勘定所より達書あり。内容は、「龍

出すことに。世説新語』を林大学頭拝借の旨。二十八日に差し世説新語』を林大学頭拝借の旨。二十八日に差し七月二十六日、『儒林録』『世説新語』(金沢本)『唐

を調査する。 八月二日、同役(書物奉行)寄合。「城国絵図」に『寛政重修』長持六番一棹を差し出すべき旨。と月晦日、布施蔵之丞より紙面到来。来月二日

となる。 御預け。『暦象考成上編国字解』三冊が「仮御預」 同日、『新撰黄赤経緯互推表』一帙二冊が新規

う注意すべきだ、というのである。後は「城小絵図」を入れた長持が乱雑にならぬよ「以後小絵図御長持混雑不致様心附可被成候」。今で、残らずこれを調査する。続いて左の記述あり。八月四日、「城小絵図」が「乱雑」な状態なの

ところ、すでに修復を終えていることが判明。ら差し出すよう指示。「御修復御長持」を調べたら差し出すよう指示。「御修復御長持」を調べたに来訪し、『漳州府志』物産之部の修復が済んだ八月八日、成嶋邦之助が「御役所」(書物方役所)

を介して周防守へ書面を差し出す。 八月二十日、御目録校正について、布施蔵之丞

九月十三日、新部屋において、周防守書付を以二十二冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。九月十二日、奥御用で『庶物類纂』蔬属四帙おいて「諸系譜掛り」の大草大次郎に渡す。

て、近藤重蔵と高橋作左衛門へ左の旨指示あり。

可被申談候事 何も申合 校正可被致候 尤林大学頭えもも其假認入 部類等間違候も有之候趣に付御書籍之内題号等認違之品有之 御目録え

林大学頭にも相談するように、と指示されたので誤りを訂正しなければならない。校正に際しては録に記載されているので、書物方で校正を実施し、書名等が間違っている書籍があり、そのまま目

の者、全員が寄合。

ある。

カー・
カー・

坂田 磐蔵

持田 金蔵 杉山 庄五郎

石井 良平

「校正一件帳」に書きとめる。「校正一件帳」に書きとめる。「校正一件帳」に書きとめる。

につき、左のように取り決める。 九月二十五日、「御目録校正」(=「御書目校正」) 九月二十三日、「御書目校正」の調査を開始。

書入可申事 被成候て 寄合之節評義之上にて御目録へ書入可被成候 御不決之所は申送帳へ御書

十月八日、御書物校正御用につき書物奉行と掛本箱を一つ持参(「御本箱生地出来候に付壱つ持参」)。見分したところ上々の出来なので、残りの参」)。見分したところ上々の出来なので、残りの指も同様に仕上げるよう申し渡す。

当たる由。
十月十四日、御役所の畳を見分するため、御畳中に。書物方御役所の畳は、寛政十二年とその八年目(七年後)の文化四年に替えており、文化四年のら八年目の今年(文化十一年)が畳替えることを行手代内田庄右衛門が来訪。残らず替えることを行うにある。

を休む。

全体む。

本体む。

本体む。

本体む。

のため、近藤重蔵・鈴木岩次郎・高橋作左衛門ののため、近藤重蔵・鈴木岩次郎・高橋作左衛門ののため、近藤重蔵・鈴木岩次郎・高橋作左衛門ののため、近藤重蔵・鈴木岩次郎・高橋作左衛門ののため、近藤重蔵・鈴木岩次郎・高橋作左衛門のため、近藤重蔵・鈴木岩次郎・高橋作左衛門のために、近れたのではないがでは、近れたのでは、近れたいでは、近れたいでは、近れたいでは、近れたのでは、近れたのでは、近れたいでは、近れでは、近れたいでは、近れたいでは、近れたいでは、近れたいでは、近れたいでは、近れたいでは、近れたいでは、近れたいではでは、

十月晦日、目付の富永三郎右衛門より達書到来。 十月晦日、目付の富永三郎右衛門より達書到来。 内容は、明後日「公方様大納言様」(家斉と家慶)が亀有筋に御成につき、「御書物蔵詰」の黒鍬の者三人のうち二人を差し出すようにというもの。
現在「御書目校正御用」中で、黒鍬の者が一人で現用に差し支えるので、三人のうち一人なら差は御用に差し支えるので、三人のうち一人なら差は御用に差し支えるので、三人のうち一人なら差し出せる旨回答(十一月十一日にも同様の要請が

落としたら大変という判断から)。 候の日に書物を御蔵から御役所へ持ち出し、万一候の日に書物を御蔵から御役所へ持ち出し、万一十一月七日、雨雪のため校正を延期する(悪天

すべき旨。 の序文が有るか無いかを調べ、成嶋郡之介へ回答 十二月二日、『庶物類纂』中に朝鮮人・琉球人

旨仰せ渡される。 施蔵之丞を介して、一ヶ月に一人金一分下されるの御手当願を差し出した件につき、周防守より布、十二月四日、校正御用を務める組中(=同心)

)通り。 十二月五日、『庶物類纂』序文の調査結果は左

本に朝鮮趙徳祚か序 琉球蔡宏謨か序有之 直清か序有之候 且別冊に致し附し有之候本文に丹羽序 次に三韓東郭序文 次に室

受け取る)。 が出来た旨細工所より連絡あり(→十二月七日に十二月六日、「御書物簞笥」(御書物箱)二十八

阿弥を介して周防守へ差し上げる。十二月二十二日、唐本屋正作が家業相続伺を林一日、御国絵図」の「張目録」を三十ほど張る。

支配勘定格か)から受け取ったというのであろう。ずだが、屋代太郎(名は弘賢。当時は奥右筆所詰あり。本来は奥右筆の布施蔵之丞から受け取るは同人の積りにて屋代太 [](郎より)受取」とけ取る。この件につき「布施蔵之丞より受取候処け取る。この件につき「布施蔵之丞より受取候処十二月二十五日、「御預御書籍」五十一冊を受

【第百七十二冊目】 文化十二年乙亥(一八一五)正月から六月まで

(四月)無記(五月)無記(六月)無記(正月)近藤重蔵(二月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記

メンバーは左の通り。正月二十六日、「御書目校正始」につき寄合。

計番 近藤 重蔵

番 高橋作左衛門

鈴木 岩次郎

木下伊右衛門

杉山 庄五郎

持田 金藏

石井 良平

へ達す)
へ達す)
へ達す)
へ達す)
へ達す)

候」。 まだ湿気が抜けず。「湿り取れ候迄日々相干可然まだ湿気が抜けず。「湿り取れ候迄日々相干可然

分 今日御金蔵より請取相済候段申聞候」下の記述あり。「校正方御手当金 正月二月両月下の記述あり。「校正方御手当金 正月二月両月二月十四日、雨雪が激しいので「校正」を延期。

二月二十八日、『庶物類纂』蔬属四帙二十一冊を、五番一棹を二丸へ廻し、前田俊蔵に渡す。二月二十二日、『寛政系譜』(寛政重修諸家譜)

邦之助を介して差し出す。

しい旨(承知の旨回答)。
内容は、明晦日「増上寺有章院様御霊前御参詣」
につき、書物方の黒鍬三人のうち一人を出してほ
につき、書物方の黒鍬三人のうち一人を出してほ

休むことに。 ので、十五日・十六日・十七日の三日間、校正を 四月三日、十五日から紅葉山で御法会が始まる

月十九日、鈴木専助に願いの通り御暇の旨、申し養子の万之助への「御番代願」を差し出す(→四四月十日、(書物同心)鈴木専助病気につき、

渡す)。

県志」十三冊を御用で差し出す。四月二十九日、『諸(庶)物類纂』十九冊、「府

五月朔日、「塙本目録」を清書の儀。

)。 ・ は出す。この件につき、五月十七日に左の記事あき「御抱替願書」を、摂津守へ林阿弥を介して差 を「月二十二日、(書物同心)木本禎蔵病気につ

門を以願書差出候

「門を以願書差出候

「門を以願書差出候

「門を以願書差出候

「門を以願書差出候

「門を以願書差出候

「門を以願書差出候

「門を以願書差出候

「門を以願書差出候

「門を以願書差出候

五月二十七日、目付の間宮諸左衛門より、左のの悴専吉に無足見習が申し渡される。同日(五月二十二日)、小田与惣治(書物同心)

迄可致返答屋住之妻も同様 無有共来月昨日迄 同人屋住之妻も同様 無有共来月昨日迄 同人屋住之妻も同様 無有共来月昨日迄 日部

出産した旗本の妻の有無を、たとえ乳の出が悪く御乳持に採用するので、去年の冬から現在までに以下)の妻だけでなく御目見以上(旗本)の妻も以下)の妻だけでなく御目見以上(旗本)の妻も将軍家斉の子女が多く、お乳を差し上げる御乳

届け出るように、というのである(書物方では、 介して摂津守へ差し出す。 ても、部屋住の者の妻でも構わないから、目付に 六月朔日に近藤重蔵が「御乳持答書」を差し出す)。 五月二十九日、『世史正綱』を、布施蔵之丞を

参し、公用人を以て進達。 近藤重蔵が駿河守(若年寄・植村駿河守)宅へ持 之長持一棹を、屋代太郎の部屋へ廻すべき旨。 明後二日(六月二日)に『寛政重修諸家譜』一 六月二十一日、藤井佐左衛門の御役御免願を、

野守忠裕)仰せ渡さる。 の通り御役御免の旨、青山下野守(老中・青山下 六月二十三日、藤井佐左衛門、病気につき願い

鈴木

万之介

金次郎

小田

杉山

善兵衛 専吉

石井

良平

江西 持田

清太郎

野崎 斧次郎 小田善左衛門

文化十二年乙亥(一八一五)七月から十二月まで 【第百七十三冊目】

(九月) 無記 (十月) 無記 (七月) 高橋作左衛門 (八月)

(十一月)高橋作左衛門(十二月)無記

冊を差し上げる(拝借願)。 七月朔日、『幼々新書』二十冊、『医学集成』六

御納戸より受け取る(「校正御手当裏印相済 勘定より良平受取申候」)。 七月九日、校正(御書目校正)の用紙と筆墨を 御

俵)仰せ付けらる。役扶持は並の通り。 奉行)に夏目勇次郎(大番加納大和守組 高三百 七月二十三日、藤井佐左衛門跡役(後任の書物

渡」あり。組中(書物同心)の名は左の通り。 七月二十五日、(新任の夏目勇次郎に)「組中引

> 帙を、成嶋邦之助を介して差し出す。 八月六日、唐本屋清之丞参上し、「御風入」を 八月三日、「県志」九冊、『諸(庶) 物類纂』三

布施蔵之丞を介して左の書物が新規お預けとな 同日、摂津守(若年寄・堀田摂津守正敦)より

二程全書 欽定天禄琳瑯書目 朱子年譜 二帙拾冊 二帙拾冊 一帙三冊

刺蘭迭暦法 是は当分/御預け也

紀取調御用」(いわゆる「徳川実紀」の編纂業務) のように仰せ渡される。内容は従前通り「御実 を務めるようにというもの。 八月八日、摂津守より夏目勇次郎へ書付にて左

> 可被相勤候 御実記取調御用 如是迄成嶋邦之助に差添 御手当儀も有来通被下候間

木下伊右衛門 江西 文蔵

哲五郎

のうち一冊を差し出す)。 み次第差し出すべき旨(→八月十二日、『江西通志』 のうち、「物産」について記した巻を、修復が済 獣之部六冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。 同日、成嶋邦之助来訪。修復中の『江西通志』 八月十日、「県志類物産」十部、『三才図会』鳥

り。高橋が満州語研究のために拝借を願い出たも 拝借書面え奉附いたし 郷助を以致返上候」とあ 木郷助を介して摂津守へ差し出す。同書は高橋作 左衛門が拝借。「高橋作左衛門拝借になる 同人 八月二十日、『御製盛京賦』漢字第一冊を、青 八月十七日、『広平県志』首巻一冊を差し出す。

ら『寛政系譜』七棹を受け取る。 刊繆』一冊を差し出すべき旨(高橋作左衛門拝借)。 九月十九日、二丸で「系譜懸り」の三輪為蔵か 九月十日、駿河守御用で無板本のうち『暦算書

で、修復が済み次第差し出すよう、成嶋邦之助よ 中国地方志が修復中で未だ差し出されていないの 九月二十二日、『別本浙江通志』ほか十八部の

完了する。出来具合を見分。 十月十六日、当年修復の御書物三百冊の修復が

校正の相談をする。 十一月二日、祭酒(=林大学頭) 御書目

十一月十九日、階子(はしご)の「引替願」 お

書物方年代記⑤ 文化十一年~安政四年

貞佐を介して摂津守へ差し出す。 よび「御修復御褒美願」を、御用部屋(坊主)の

十一月二十六日、茶舎文)即書目の交正をごう。から延享五年までの「御日記」を調査する。十一月十九日から二十五日にかけて、宝永年間

嶋邦之助を介して差し出す。十二月朔日、『庶物類纂』六帙三十一冊を、成十一月二十六日、寄合致し御書目の校正を行う。

十二月七日、小普請方手代の安藤栄助が階子の十二月七日、小普請方手代の安藤栄助が階子は従来引き替えの件につき来る。書物方の竹階子は従来としているので)、書物方も「蕨縄巻」だが、(経費節減のためどの役所も「蕨縄らざる当回答する。

王の良運を介して摂津守へ差し出す。 十二月十六日、東御蔵の修復願を、御用部屋坊

【第百七十四冊目】 文化十三年丙子(一八一六)正月から六月まで

(六月)鈴木岩次郎(四月)夏目勇次郎(五月)近藤重蔵(二月)近藤重蔵(二月)無記(三月)無記

の突き合わせが済む。 正月二十三日、先達て祭酒より渡された「書目」

蔵の屋根瓦の修繕に取りかかる旨。二月二日、小普請方肝煎が来て、本日から東御

棹・櫃二つを蓮池御門櫓へ移し替える作業が終了状態。残り二十五棹と「御右筆所御預り長持」一持」二十七棹(二十八棹?)の内、三棹が大破の二月七日、百人櫓に収納してある「御朱印御長

する。

の記述あり。
二月十三日、「御朱印御長持損之分」として左

卸封印

寺社領 宝暦十四年 松平和泉守

寺社領 寛延二年 御封印

延享 [切れて不相分] 宝暦十二巳年納

松平和泉守

戸田采女正

目勇次郎は産穢のため欠席。

壱棹は蓋之書付相分り兼申候

育之侯 行連印之上封印いたし御櫓え納候と申張札 封印にて請取 明和四亥年二月 御書物奉 宝暦十二午年七月十二日 井上河内守殿御

へ残らず移し替える。 三棹を、作事方にて仮修繕したのち、蓮池御門櫓二月十五日、百人櫓に残した「御朱印御長持」

を差し出すべき旨。来。内容は、当年七年目につき「諸国人別書付」来。内容は、当年七年目につき「諸国人別書付」

申しつかわす。 同日、三箇所の御蔵の雨漏り調査。東御蔵に大同日、三箇所の御蔵の雨漏り調査。東御蔵に大二月二十六日、「御書籍校正」につき寄合。

旨。 四月四日、当年修復分の御書物が三百冊に及ぶ

嶋邦之助を介して差し出す。四月十一日、奥御用で『思明府志』一冊を、成

る(「除掃■致置候」)。書物奉行(夏目)勇次郎が家来に残らず掃除させ書り奉行(夏目)勇次郎が家来に残らず掃除させ四月二十一日、役所ほかの「雪隠」を、月番の

一冊を五月二日に差し出すべき旨。四月二十九日、奥御用で「別本大名府志物産」

五月二十三日、「御書籍評議」のため寄合。夏丞より指示あり(→五月二十二日、差し出す)。成国字解』を近日中に差し出すべき旨、布施内蔵成国字解』を近日中に差し出すべき旨、布施内蔵

「不念」(不注意)とされたのである。て申し渡しあり。御三家の家老を載せたことが、家の家老を載せた件につき、摂津守より書付を以家の家老を載せた件につき、摂津守より書付を以

ざる旨仰せ渡される。「一句書」を摂津守へ差し出したところ、差控に及ばのき、書物奉行一同が「差扣伺書」(自宅謹慎のでき、書物奉行一同が「差扣伺書」(自宅謹慎ので、書物本行一同が「差加の「武鑑」の件に

を成嶋邦之介(助)を介して差し出す。 六月十八日、奥御用で『諸 (庶) 物類纂』「県志類」

枚を「郷帳」共差し出す。 六月二十六日、林大学頭拝借の「三河国絵図」

【第百七十五冊目】 文化十三年丙子(一八一六)七月から十二月まで

(十一月)無記(十二月)無記(九月)鈴木岩次郎(十月)無記(世月)近藤重蔵(七月)欠(八月)無記(閏八月)近藤重蔵

*七月朔日から七月三日までの日記は欠。

を調べる。 七月四日、校正(「御書目校正」)を休み、「出納帳」

防守の手もとに留められる)。稿」一冊をお目に懸けたところ、「御留」になる(周防守高備)へ直に差し上げる。ほかに「御目録草揃」(書物奉行四人で)周防守(若年寄・京極周右月五日、左を殿中の新部屋において「四人相

一 御文庫御書物取扱方奉伺候書付 壱**=**

一 御本取扱并名目之覚

冊

一 御前本に准し取扱可申品之党 一冊一 御本目録 一冊

右四通一袋に入

内容は『法曹類林』『詩経図』の「仕立」の件。同日、『法曹類林』について伺の書付、左の通り。

一 法曹類林

但**法曹類林・詩経図**仕立之義也御書物之儀に付奉伺候書付

和月安 和月安 和月安 和 (= 何の書付) は御入用掛り候義に付 お (= 何の書付) は御入用掛り候義に付 お (= 何の書付) は御入用掛り候義に付

右書物手入伺 即刻御入用積■取■申上

書物方年代記⑤

文化十一年~安政四年

候様 御同人田中龍之助を以被仰渡候

が新規お預けに。 被仰付候官版銅鏤」)『万国略図』銅鏤(同人献上) 七月十二日、『新訂万国全図』(「高橋作左衛門

を渡される。 (蜷川か)伊兵衛を介して「式部卿殿御持参之書目」(蜷川か)伊兵衛を介して「式部卿殿御持参之書目」七月二十五日、御殿において、周防守から皆川同日、「出納帳」取り調べのため校正は致さず。

渡されたのである。
「式部卿」は家斉の子で幼名菊千代、のち斉順。「式部卿」は家斉の子で幼名菊千代、のち斉順を式部卿斉順が持参する書物の目録を若年寄からと、文政七年六月に和歌山藩主。弘豊姫の聟となり、文政七年六尉で沿い治室の息女との年六月に十六歳で和歌山藩主徳川治宝の息女にの年六月に十六歳で和歌山藩主徳川治宝の見が

割印押し候は、 御取締可宜と存候」)。管理の万全を期すことに(「以後如是出納帳突合納帳」と突き合わせて書名に割印を押して、出納義疏』ほか三帙二十五冊が返納(「相下」)。以後、「出

差し出す。

*書物方日記に実際に割印が押されている。

の様に心得るよう指示あり。ともであるが、いちいち指図も出来ないので、左書物取扱方奉伺書付」)について、伺の趣はもっ書り工日、先達て差し上げた書付(「御文庫御

覚

被相伺候 其上にて猶又相達品も可有之候書面被申聞候大意之趣を以 巨細に取調可

- 相改 入念可被申は勿論之事に候 田歌 本之類取扱方麁略之儀も候は、 已来
- 不及候 一権現様御前本にても 清め候て取扱候には

突き合わせを田中龍之助に依頼する。御座候」)。そこで「表」の「御右筆所扣帳」とのらぬ相違あることが判明(「彼方扣とは余程相違らぬ相違あることが判明(「彼方扣とは余程相違い月六日、「出納帳」と「奥」の「扣」との突

脳が二十一斤も不足する由。 、に相成候故」)、樟脳の必要量が増し、当年は樟物」がそれぞれ箱入りになったので(「銘々御箱の人月十四日、長持に収めてあった「城国御絵図

八月二十九日、奥御用の「県志物産」十三冊を三十五冊がお預けになる(「御下け被成候」)。八月十六日、阿部備中守献上の『福山志』

の三部一冊ずつを、蔵之丞を介して差し出す。版」(慶長古活字版)の『東鑑』『七書』『貞観政要』度心附候儀申上候書付」一通・ならびに「植字度心附候儀申上候書付」一通・ならびに「植字の三部一冊日、「御前本之儀に付奉伺候書付」一通・八月晦日、「御前本之儀に付奉伺候書付」一通・

閏八月五日、目付より達書到来。内容は、天文江絵図」を、「郷帳」と共に大学頭へ差し出す。閏八月二日、新国絵図のうち「駿河絵図」「遠

旨。 測量に支障を生じないよう辻番人に申し渡すべき 戸市中を測量するので(「御府内測量取掛候間」)、 方高橋作左衛門の「手附」(配下)たちが近々江

の綴じ直し)五十冊。た書物は百五十冊。ほかに「錯乱絨直し」(乱丁た書物は百五十冊。ほかに「錯乱絨直し」(乱丁閏八月八日、修復書物の見分をする。修復され

一十冊が新規お預けとなる。 閏八月十八日、『御製暦象考成上編国字解』

B°。相談をする。 閏八月二十三日、校正御用にため林大学頭が来

九月十四日、『南山巡狩録』二十五冊を差し出す。
九月十五日、母の死去につき近藤重蔵の「忌服 上月朔日、先達て近藤重蔵が差し出した「活版」 一月朔日、先達て近藤重蔵が差し出した「活版」 の『貞観政要』『七書』の冊数を布施蔵之丞から 間われ、同人へ冊数書付を渡す。

す)。

す)。

・十月三日、林大学頭拝借願いの『文選双字類要』十月三日、林大学頭拝借願いの『文選双字類要』

を空けるよう作事方から要請があった旨。(古い畳表)の置き所がないので、右櫓(蓮池櫓)内容は、百人組二重櫓修復の節「御道具」を蓮池内容は、百人組二重櫓修復の節「御道具」を蓮池

で、御書物師に申し渡すべき旨。購入に際しては、をお買い上げになる(購入する)ことになったのち、『二十二史』『三大全』『通鑑』『玉海』の四部ち、『二十二史』『三大全』『通鑑』『玉海』の四部

「右之御書へ日本人批点或は蔵板之印都て日本人国人のものは構わない」というのである。日本人の書きは不苦由」秋山内記より指示あり。日本人の書きは不苦由」秋山内記より指示あり。日本人の書きいるのは構わない)というのである

参上する。 入御用)を仰せつけられた出雲寺源七郎が御礼に入御用)を仰せつけられた出雲寺源七郎が御礼に

百人櫓へ移し替える。 十一月五日、蓮池櫓の「御朱印写入御長持」を

で直に仰せ渡される。 につき差し上げるよう、周防守より殿中の新部屋につき差し上げるよう、周防守より殿中の新部屋長植字版」の『七書』『貞観政要』『東鑑』を御用長十一月六日、「拙者」(=近藤重蔵)が所持する「慶

十一月二十一日、「式部卿え被進御本」を若狭守(老中・酒井若狭守忠進)と周防守(若年寄・京極周防守高備)が殿中で見分。ただし『十三経』は箱が寸法違いなので本日中に拵え直すべき旨を申し上げる。殿中では細工頭の犬塚亀之進と書物申之上げる。殿中では細工頭の犬塚亀之進と書物中之上げる。殿中では細工頭の犬塚亀之進と書物中心上げる。殿中では細工頭の犬塚亀之進と書物中心上げる。

続いて左の記述あり。

一 十三経注疏 百六十冊 二箱

五経大全

六十四冊 一箱

一**四十二大全**二十一十一一个

性理大全 二十冊 一四書大全 二十冊

一大学行義 三十六冊 一箱

之 御修復致し候のみ也献上の御本故 目録に無大学行義は林家より此度

共都合十壱部差出之昨日御細工所同心内田伝之丞え相渡候御本

蜷川伊兵衛を以周防守殿へ差出之右被進御本不残御修復致出来候段 御届書

十一月二十三日、当年「定式御書籍御修復」十一月二十三日、当年「定式御書籍御修復」十一月二十三日、近藤重蔵に銀二十枚が下される。上二月三日、近藤重蔵に銀二十枚が下される。上二月九日、書物同心の規律強化をはかって左中二月九日、書物同心の規律強化をはかって左の申し渡しあり。

新規お預けとなる。 十二月十一日、左の三部(近藤重蔵献上本)が

貞観政要 慶長活字 八冊 筥入

東鑑 同 弐十五冊 同 七書 同 弐十五冊 同

御納戸から受け取り、東御蔵に入れ置く。左の通 十二月十三日、「定式御書籍御修復」の用紙を

弐束

但当時無之 納り次第

受取置候 御渡可申由 則預り書付

校正御用に付

唐紙 半紙 八寸紙

下美濃紙

真書筆 壱対物

右之通請取申候

斉広)が御書物拝借願を出した件につき、①拝借 由にて御殿に参上。松平加賀守(金沢藩主・前田 同日、大炊頭(老中・土井大炊頭利厚)御用の 同日、煤払い(「御役所煤払いたし候」)

る。②については書物方日記の寛政三年十二月 につき、①支障なき旨、②先例がある旨を回答す (十二月五日)の条を書き抜き、青木郷助を介し 十二月十六日、「松平加賀守御書籍拝借」の件 があるか。以上二点を調査し回答すべき旨伊豆守 させても支障はないか、②諸家に拝借を許した例

(老中・松平伊豆守信明)より指示ある由

記した別紙を添えて返上)。 加賀守御書物拝借願書」に、 て大炊頭へ差し出す(→十二月二十五日、「松平 拝借に支障なき旨を

『汗筠斎叢書』を差し出す。 十二月二十三日、儒者の依田源太左衛門拝借の

文化十四年丁丑(一八一七)正月から六月まで 【第百七十六冊目】

(三月) 無記 (四月) 無記 (五月) 無記 (正月) 鈴木岩次郎 (二月) 高橋作左衛門

五束 壱束

れぞれ別の帳面に記すこととする(「右四科別帳 に記していたが、混乱して不便なので、今後はそ に認候様」)。 「御断」 「応対」 「支配諸願」 は従来すべて 「応対帳 正月二十三日、御書目校正につき寄合。「進達

冊を、御用で明日差し出すべき旨。林大学頭の願 いで学問所に御下げになるため。 正月二十六日、金沢文庫本の『太平御覧』五十

〔新収書目の調査〕を本日までに終える。 正月二十九日、御書目校正のため、「新収取調」

周防守へ差し出したところ、本日左の「御書取 金沢文庫本、御文庫蔵書の取り扱い等の伺を去冬 二通を下される 二月十一日、「慶長植字板」(慶長古活字版)、

古写本 御書目致校正候

記し 北条本と唱へ並之御書物とは別段に取

右御前本に准し取扱候に不及来暦(歴)書

駿府御譲御本二十二部 **駿府御譲御本**と相唱可申候

慶長新写本三十一部

右同断 慶長御写本と唱可申候

延喜式

群書治要

右慶長御写本之内え組入可申候

享保新写校合御本

右来歴を記し候斗にて引分取扱に不及候

金沢文庫本之儀

様之品可有之哉 惣御目録改正迄に不残相改 御前本に准し候には不及 古写本 宋元板等 其品を定可申候事 之訳を以 別段入念取扱可申候 此外にも右

慶長活字板本

唱入念取扱可被申候事 御前本に准し取扱候に不及 慶長植字板と相

中美濃紙九帖。 御用紙」を御納戸より受け取る。大奉書二十帖と 二月十三日、『詩経図』『法曹類林』の「御仕立

二月二十一日、御儒者の依田源太左衛門拝借の

書物方年代記⑤ 文化十一年~安政四年

を近々差し出すべき旨。 二月二十八日、増嶋金之丞拝借の『芸海珠塵』『学津討原』三百冊のうち五十四冊を差し出す。

拝借願いが出された件につき、左の記述あり。二月二十九日、松平(前田)加賀守から御書籍

法表紙之方可然哉に被存候 法表紙之方可然哉に被存候 法表紙之方可然就に被存候 法表紙之方可然就に被存候 是工板後漢書式部と有之。同版にて候 世界本にて候哉取調,明日迄に申聞候様 世界本にて候哉取調,明日迄に申聞候様 世界本にて候哉取調,明日迄に申聞候様 世界本にて候哉取調,明日迄に申聞候様 世界本にて候哉取調,明日迄に申聞候様 世界本にて候哉取調,明日迄に申聞候様

右の内容は大略次のとおりであろう。

堀田摂津守(若年寄)に『寛永系譜』を拝借されたときは書物同心が付添って摂津守宅に赴いた。そのことを記した書物方日記の抜粋を蜷川伊た。そのことを記した書物方日記の抜粋を蜷川伊た。そのことを記した表し出したほうがよいと中・土井大炊頭か)宅へ差し出したほうがよいとの回答を得た。また元版の『後漢書』二部について、同版か異本か問い合わせがあり、調査の後、石、同版か異本か問い合わせがあり、調査のといる。

人の小松順之助に渡す。拝借本は左の通り。津田哲五郎が付き添い、大炊頭宅へ持参し、公用三月四日、松平加賀守拝借本を木下伊右衛門、

史記 四拾三冊

同 四拾 冊

一**前漢書** 三拾五冊

一 後漢書 弐拾壱冊

一**唐書** 三拾弐冊 一 **北史** 五拾 冊

之助を介して差し出す。三月八日、『黄巌県志』『王氏画苑』を、成嶋邦

始めるよう津田哲五郎へ指示する。四月四日、当年修復された二百五十冊の見分を

差し出すことに。四月七日、林大学頭拝借本、左の通り。明八日

新上総国絵図 同下総国絵図 各一枚欽定天禄琳瑯書目 十冊二帙

五月十六日、校正のための「増人」(増員)が(午前十時過ぎ)までに差し出す。 (年前十時過ぎ)までに差し出すべき旨。 四月二十八日、奥御用で『図書集成』を四つ過

け取る。左の通り。
 五月十七日、校正御用の筆墨紙を御納戸から受
五月十七日、奥御用で『十七史商権』を差し出す。認められる。

右は去る七日十束之内弐束受取一 上蔵半紙 十東之内八束

右五百枚之内去る十二日弐百五拾枚受取一 生漉半切紙 五百枚之内弐百五十枚

一墨三挺

朱墨 小形三挺

る。新御蔵に納め置く。
「同日、宋板『通典』四十四冊が新規お預けにな書物拝借の伺が出され、伺の通り仰せ渡される。
「同日、御書目校正御用につき、近藤重蔵より御

【第百七十七冊目】 文化十四年丁丑(一八一七)七月から十二月まで

(十月) 無記 (十一月) 無記 (十二月) 無記 (七月) 夏目勇次郎 (八月) 無記 (九月) 無記

受け取ってもよい旨仰せあり)。 施蔵之助を介して駿河守へ差し出す(翌六日に、布七月五日、松平加賀守より贈物の件につき、布

申し渡す)。
七月十三日、松平加賀守御書物拝借の際に、こ七月十三日、松平加賀守から金三百疋ずと「助之者」一人に、松平加賀守から金三百疋ずと「助之者」一人に、松平加賀守御書物拝借の際に、こ七月十三日、松平加賀守御書物拝借の際に、こ

七月十七日、林大学頭拝借の「新国絵図之内下

野国郷帳一冊」を差し出す。

を、青木郷助を介して差し出す。 七月二十日、高橋作左衛門拝借の『千字文集註』

図外筥余計に受取候間 是又明日相返可申事」。 注文違にて明日仕直しに可差遣事 又内壱つ御系 き受け取る。以下の付記あり。「但内新規弐筥は 箱(「御取繕御筥」)、計二十三箱を、細工所に赴 沢本」等の新しい箱(「新規御筥」)と修繕済みの 八月八日、「慶長植字板御本」「御譲御本」「金

太郎から受け取る。計十九部。 八月十五日、左の通り新規お預けとなる。屋代

乾隆御定石経 二百四帖 四字当為

壱帙

皇明謚紀彙編 二帙

星土釈

三礼図

大学疏義

論語集註考証 共二帙

孟子集註考証

綱目訂誤 一一帙帙

救荒活民書

韓文考異

月令粹編 韻府拾遺

歳時広記

四庫全書考証

八帙

四帙

清文彙書 一一二帙帙

寰宇分合志

書物方年代記⑤ 文化十一年~安政四年

浙江採集遺書総録

医師秘笈

外科百效

元史芸文志

続いて左の記述あり。

斗記し有之候 以後明細に相記し候様可 記可然奉存候 去十三日新規御本幾部と 下り御本并新規御預本共日記へ明細に相

然奉存候間申送候

以後、返納本(「下り御本」)や新規お預け本は、 日記にその明細を記すべきであると述べている。 八月十六日、元文元年乾の日記(書物方日記) 右は当日「詰」だった近藤重蔵が書いたもの。

に「享保二十一年元文元」とあり。 を見つけ出し、「御日記簞笥」に収納する。小口 九月二日、奥御用で、『鵞峯集』のうち「月痕

洞之詩」を書き抜き、成嶋邦之助へ遣わす。 書』のうち「崇文総目」五冊・「欽定天録琳瑯書目 九月七日、近藤重蔵拝借の御書籍『汗筠斎叢

十冊を「宅下け」とする。 九月八日、大学頭来訪。御書目校正について評

守(若年寄・植村駿河守)へ差し上げる。 本)一帙の献上願を、布施蔵之丞を介して、 続録』『御写本譜』『御代々文事表』計十冊、藁本(稿 九月十日、近藤重蔵の著述、『御本日記附註』 『同

九月十八日、「寛文御写本名目伺書」「駿河御文

帙 帙 帙

帙

元史氏族表

三体詩 三冊

差し出すべき旨(林大学頭、依田源太左衛門拝借

九月十九日、左の御書物を明日明後日のうちに

近江守(若年寄・小笠原近江守)へ差し出す。 庫本取扱伺書」の二通を、布施内蔵之丞を介して

右林大学頭拝借

韓非子

韓非子迂評 韓非子評訂 四冊 六冊

管韓神駒 管韓評林 三冊 六冊

淮南子摘奇

三冊

都合六部

入置候 右依田源太左衛門拝借に付 東御蔵御文庫え

て差し上げる。 に付申上候書付」を、 十月四日、「東御蔵惣御修復願書」「御飾本之義 駿河守へ布施蔵之丞を介し

し出す。 上候書付」を周防守(若年寄・京極周防守)へ差 同日、「地理志之内府州県志類■全備仕候様申

の仕上がり具合を見分する。 (学問所)へ下されることに(→翌十日、差し出す)。 に相成候」)『金沢本太平御覧』の残り六十四冊が 十月九日、先達て学問所へ下された(「御下け 十月十二日、『法曹類林』『詩経図』の「仕立」

蔵の所々が損じ、とりわけ北側の壁の傷みが甚だ 十一月五日、四つ半時、「大地震」あり。東御

し(「殊に北之方壁孕み土落損し有之」)。

対帳」に書き留める。 殿中で「目録」一通を同人に渡す。「書目」は「応 部を借用したい旨林大学頭から要請があり、本日 十一月十日、御書目校正御用のため「書目」六

「願之通献上可仕旨」)。 同日、拙者(近藤重蔵)の著書献上が許される

件につき、左の記述あり。 同日、祭酒(林大学頭)の (校正評議) 欠席の

間之出席にて御蔵内にて殊外冷帰り候てよ 祭酒来十七日出席之旨 此間約束之■ 度申聞候間 り疝積気故 承知之旨挨拶いたし候(下略) 十七日は延引 来春にいたし

目校合取調」の(他の奉行による)順覧と評議を 字記』『元和郡志』 拝借の旨 (→翌八日、差し出す)。 同日、近藤重蔵が、作成した「清国地志収否倹 十二月七日、依田源太左衛門、『斉乗』『太平寰

部屋において駿河守へ差し出し献上。献上目録は 十二月二十二日、近藤重蔵著の五部を、殿中新

代々御詩歌	代々御文字	写本譜	続録	本日記附録
	事			
	表			
一冊	<u>二</u>	<u></u>	三冊	三冊

御 御 匍 同 御

右十冊一帙

文化十五年戊寅(一八一八)正月から六月まで 【第百七十八冊目】《四月二十二日改元→文政元年》

(正月) (四月) 鈴木岩次郎(二月) 無記 (五月) 無記(六月) 無記(三月) 無記 無記

書を差し出す。 たので、(中の書物を)仮に空き箱に入れ替える。 り札をする。また経の箱の中に雨が流れ込んでい 落ち、新御蔵の白土が落ちる。ほかに東御蔵内の 十七冊と『浙江採集遺書総目』十冊一帙の拝借願 西側に四箇所・東側に一箇所の雨漏りを発見。張 二月三日、近藤重蔵が『金沢本宋板 正月二十六日、朝の地震で西御蔵戸前上の土が 尚書正義」

青木郷助を介して差し出す。 二月七日、林家拝借本の『李長吉詩集』四冊を

冊が新規お預けになる。 出す。続いて同十六日、『新井白石考』を差し出す。 二月十九日、『十三経注疏校勘記』八帙六十四 二月十三日、奥御用で『西洋紀聞』三冊を差し

済み、近藤重蔵宅へ下げる。 二月二十七日、「清国地志収否検目」の校合が

『貞享諸家書付』を修復する。 二月晦日、哲五郎(書物同心・津田哲五郎)が、

助を介して差し出す。 百二十四冊と『二十子全書』三十六冊を、青木郷 三月十二日、御書目校正のため、林祭酒 三月九日、依田源太左衛門拝借の『通志』 (大学

計五冊を校正(校正担当の)同心五人(木下伊右 三月十六日、 が来訪。 「御目録」の経・歴史・諸子の部

> れを減らすべきだというのである。 如何有之哉」。修復プランでは窓が多いので、こ は非常の為不宜候に付、朱引之通減少附替候ては 復被仰立には非常の為と被仰立候は 窓数多候て 絵図面」を持参し、次のように述べる。「右御修 の「宅下け」とする(それぞれ自宅へ持ち帰る)。 衛門・坂田磐蔵・椙山精一郎・持田金藏・井上長蔵) 三月十八日、小普請方手代の増田正一が「御蔵

を、青木郷助を介して差し出す。左の通り。 三月二十八日、増嶋金之丞、吉田勇太郎拝借本

詩義翼 四冊

説経劉記 経髄 二冊 三冊

五経困学 三十二冊

吉田勇太郎拝借

霊台儀象志 二十冊

に付 今日は本編二十冊斗り下り候 但附図二巻は先達て作左衛門拝借に相成居る

(書物奉行) 申し合わせ寄合。 四月七日、御書目校正につき大学頭来訪。同役

たい旨願書が出される。 本忠温、多紀安長、塙検校らが御蔵に来て調査し 四月十二日、和書と医書の目録校正のために杉

十部十冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。 同日、林家と依田源太左衛門の拝借本、左の通 四月十四日、奥御用で「草木典」四帙、「県志」

李文公集 静居集 弐冊 **劉須渓九種**之内 李長吉集 弐冊 弐冊

石林家拝借

石依田源太左衛門拝借 類説 三十冊 会元選要 二十冊

橋)を当分の間「御用場」にしたい旨の届が出さ あるので、遠縁の小山市右衛門の住居(神田弁慶 転居先が遠く、急な御用の節支障をきたす恐れが 四月二十六日、(御書物師)出雲寺源七郎から、

ことに。法帖は左の通り。 出雲寺源七郎を呼び出して「御入用積り」を渡す れる(「御下け被成候」)。翌日(修復を請け負う) 防守の指示あり。あわせて法帖類が残らず返納さ 用積り」を差し上げるよう、青木郷蔵を介して周 五月十五日、法帖の修復につき、伺通り「御入

十二帖之内一と二

銀群帖 星鳳帖

帖

一帖

蘇米帖 響琴斎 帖

五帖

手代職人を連れて参上。左の見積もりをさせる。 六月八日、法帖物修復につき、出雲寺源七郎が

鵞群帖 帖 星鳳楼帖 士 帖

蘇米詩帖 響琴斎帖

書物方年代記⑤

文化十一年~安政四年

御医師両人(杉本忠温・多紀安長)と塙検校が御 蔵に入って医書・和書を調査することはならぬ旨 (「難相成段」) 仰せ渡される。 六月十八日、布施蔵之丞を介して周防守から、

書名は左の通り。 て紀伊守(若年寄・内藤紀伊守信敦)へ差し出す。 六月二十三日、林家拝借本を、青木郷助を介し

儒家部

三本

性理彙編

史部

古事部

唐会要

三十二本

集部

文史部

昭代選屑

六本

御家部

古国絵図之内

新国絵図之内 伊豆国図

伊豆国図

但し郷牒共

文化十五年戊寅(一八一八)七月から十二月まで 【第百七十九冊目】

> (七月) 夏目勇次郎 (八月) 無記 (十一月) 無記 (十二月) 近藤重蔵 (九月) 鈴木岩次郎 (十月) 高橋作左衛門

両日中に差し出すべき旨。 七月三日、依田源太左衛門拝借本、左の通り(一

武経総要

武経参同 弐 冊 四冊

鐘鼎疑識

王氏意雅

願学斎億語 六研斎筆記

詹氏少弁 十三冊

に「金沢文庫本」とあり。 述あり。『群書治要』については七月三日の日記 七月五日、近藤重蔵の御書籍拝借につき左の記

群書治要 十三経校勘記

守殿え青木郷助を以 勇次郎差出候積りに 御殿え相廻し候拝借願書奉附いたし 駿河 右は校正御用に付見合に付重蔵拝借 て拙者 (=重蔵) 差出す (→七月七日拝借)

正担当の椙山精一郎)が記し差し出す。 同日、「経部御目録正陋窺帳」の清書を差し出す。 七月六日、「歴史之御目録草稿」を精一郎 七月九日、「図書集成之内 草木典」六十四冊を **校**

*八月十三日から十六日の日記を欠く。

成嶋邦之助を介して差し出す。

精一郎差し出す。 八月二十六日、「経部第弐冊御目録草稿」を、

稿本を添えて申し上げる。 二帖を献上したき旨、青木郷助を介して近江守へ 一いを献上したき旨、青木郷助を介して近江守へ 一が見にた九冊および『外蕃書翰』 一八月二十九日、近藤重蔵編『外蕃通書』二十八

差し出す)。 一同日、近藤重蔵『世説』拝借の旨(→九月二日一日、近藤重蔵『世説』拝借の旨(→九月二日、九月朔日、「県志」物産之部、十部十冊を差し出す。

助を介して差し出す。 九月六日、近藤重蔵拝借の左の書籍を、青木郷

一**郡(群)書治要** 自二十四三十三迄都合

拾巻

一 古今書刻 二冊

文は左の通り。

主蔵に対して、その際の手続きが伝えられる。原沙汰」)があったことについて、大学頭から近藤均検に問い合わせる様に林大学頭に指示(「御場検校に問い合わせる様に林大学頭に指示(「御り上の通り

方へ被申越候 談たりとも従時宜可申旨 大学頭より重蔵より塙へ可被申達手続之由 其後之事は直先初発は大学頭へ申達候様 其節表向同人

るというのである。伝え、あくまで大学頭から塙へ通知することにす「場に問い合わせる際はまず林大学頭にその旨を

十月朔日、御文庫の書籍を「正本」と「陋本」

旨仰せ渡される。に分類し取り扱う件について、伺の通りにすべき

帳」に書き留める。邦之助を介して差し出す。右を「御用出御本出納邦之助を介して差し出す。右を「御用出御本出納井月四日、「府県志物産之分」十二冊を、成嶋

す。四十三巻までの拾巻を、周防守御用につき差し出四十三巻までの拾巻を、周防守御用につき差し出十月五日、『郡(群)書治要』三十四巻から

ようにというのである。し出すとき同様に「上ケ目録」を添えて差し出すいて、左のように取り決める。以後は奥御用で差いて、左のように取り決める。以後は奥御用で差

(全か) ては上目録添差出候様御心得可被(全か) ては上目録添差出候様 画大郷助申聞候間 ■此以後表御用にて御本上り候節 上ケ目録

て摂津守へ差し出す。左の通り。十一月十日、林家拝借の図を、青木郷助を介し

常陸国図一枚新国之方同一枚郷帳一冊安房国図一枚新国之方同壱枚郷帳一冊

差し出す。 巻から五十一巻まで計七巻を、青木郷助を介して十一月二十五日、表御用で『群書治要』四十四

される。十二月三日、法帖物修復の件、伺の通り仰せ渡

例刻に差し出すべき旨。書名は左の通り。 十二月五日、祭酒(=林大学頭)拝借本、明朝

蘇門集 同本

明百家詩之内

高楊張徐集 二本

書』第九凾一帙を差し出す。十二月二十一日、高橋作左衛門拝借本『龍威秘左衛門(依田源太左衛門か)拝借の旨。

【第百八十冊目】 文政二年己卯(一八一九)正月から六月まで

(閏四月)無記(五月)無記(六月)無記(三月)夏目勇次郎(四月)鈴木岩次郎(正月)鈴木岩次郎(二月)無記

出す。 田の、奥御用で「府県志」九冊を差し

出納帳之内 左之御本何方拝借に []御調(可)被成候 種蔵拝借之御本取調別紙に認置 猶又能々

ては無之哉「 候哉相知兼候 同人(=近藤重蔵)拝借に

回々暦書 六冊 万国全図

一月十三日、林家拝借本を差し出す。左の通り。

別本左伝東萊博伝 左伝東萊博義 四冊

東萊博義正伝 東萊博義補註 十冊 一 冊

別集類

詠梅百首 一冊

梅花百詠 一冊

然るべしとの回答を得たというのである。 の青木郷助に問い合わせたところ、「元同役」が ら返上すべきか、大目付から返上すべきか、右筆 の記述あり。拝借本を「元同役」(書物奉行)か 二月十九日、近藤重蔵拝借本の返上に関して左

以返上可仕哉 又は大目付を以返上可仕哉 持出し■(可)申積りに御座候間(下略) 之方可然申聞候に付 明廿日御殿■(え) 青木郷助へ同人承合候処 元同役を以返上 近藤重蔵拝借之御書籍返上之義 元同役を

書抜」を返納する。 二月二十六日、近藤重蔵「拝借之御長持并■■

三月十七日、青木郷助より、左を拝借の旨。

書物方年代記⑤

文化十一年~安政四年

鄭詩

息園存稿 王奉常集 五 五 円

楊南峯全集

右五部 林大学頭拝借 紀伊守殿

是路録

益智録

東丘編

穀山筆塵 学古適用編

河上楮談

百家類篡内

韓非

秘書七種内

右八部 依田源太左衛門拝借 近江守殿

高橋作左衛門拝借

図書集成暦法典壱帙 十六冊

吉田勇太郎拝借 駿河守殿

東御蔵御文庫入置候 右取調置候 御差出可被成候

左の記述あり。内容は、以後、「御役所」(書物方 四月十六日、「御役所火之元立合」の儀につき、

> は、かならず書物方の者が立ち合うよう確認した の事務室)で用いる「火」の請取と返納に際して

下番所え可申渡旨申聞候間 以来は組中に 留守居衆え申聞候上にて挨拶可致旨申聞候 御宝蔵番之頭え先達て相談し候処 一応御 にても請取渡共組之者切にて立合為致度旨 は同役立合申候儀に候得共 下番衆立合に 御役所火之元立合之義 是迄元火相返候節 て請取渡共立合可申旨 整蔵 (同心の坂田 罷越候のみにて御座候間 以来は拙者共方 先達て御掛合之通にて可然候間 今日於御殿 番之頭水谷又助申聞候に

左を差し出す。 四月二十三日、奥御用で、成嶋邦之助を介して

磐蔵)え申渡候

此間申送り之経解之内

逸斎詩補伝 毛詩名物抄 十一冊

毛詩集解

県志類

陽山県志

瓊山々 西寧

封 臨川高 々

々

二冊

九一

河源

翁源 興寧

々

乳源

と。書物同心を五人増員することを仰せ渡される。 増員を申し渡したのは左の五人。 より、近藤重蔵の跡役(後任者)は任命しないこ 閏四月十日、近江守(若年寄・小笠原近江守)

大御番頭 水野遠江守同心

根岸 忠太

坪内玄蕃組同心

海賀善四郎

戸田内蔵助組同心

長岡 進蔵

進 鬼太郎組同心 市野 釜司

松平内匠頭組 白井民五郎

差し出す)

(→回答を五月二十日に張番坊主を介して

し出す。 閏四月十二日、拝借本を、青木郷助を介して差

(林大学頭拝借)

古尾張国絵図一枚 古甲斐国絵図一枚 郷帳一冊 新同一枚 新同一冊 郷帳一冊

郷帳一冊

(高橋作左衛門拝借)

本医宝鑑 三冊

二倫行実 一 冊

諸道勘文 一 冊

同心兼勤被仰付」)。 られる (「当分是迄之通 測量御用下役 御書物 に対して、「測量御用下役」との兼務が仰せつけ 閏四月二十六日、書物同心を拝命した長岡進蔵

ほか十五部十五冊を、成嶋寛吉を介して差し出す。 五月十四日、「御乳持」に関して目付から達書 五月三日、『東安県志』 一冊·『西林県志』 一冊

細に候ても 見以上之者妻并部屋住之者妻とも少々乳 御目付森川金右衛門より達書到来 但御目 可相答儀也 右之有無 来廿日迄に御城森川金右衛門え 一昨十二日 勇次郎(=夏目勇次郎)宅へ 此度御用に付 妻差出候様

> 頼みで、高橋作左衛門から青木郷助を介して周防 守(若年寄・京極周防守)へ返上する。二部は左 五月二十三日、近藤重蔵拝借本二部を、重蔵の

世説 宋板 十三種校勘記 八帙六十四冊 三冊

たが、わからず。 五月二十九日、 『西洋針路之図』の来歴を調べ

し出す。 六月二十四日、奥御用で「県志類」十三部を差

文政二年己卯(一八一九)七月から十二月まで 【第百八十一冊目】

るため)(八月)無記(九月)無記 (七月) 不明 (七月朔日の最初の丁が欠けてい (十二月) 鈴木岩次郎 (十月) 無記(十一月)夏目勇次郎

七月五日、摂津守御用で左を差し出す。

百陵学山 十弐冊

記述あり。 同日、「姜立綱四書白文」拝借の儀につき左の

も有之候間 諸向拝借には被仰付間敷候旨 姜立綱四書白文之義は貴重之御御品■(に)

申上 返納可致旨 同人申聞候 末巻一冊相渡置候 此次之御用出御座候節 差出不申候 王世貞■ (跋か) 御座 一冊青木郷助致拝借度旨申聞候間

について、左の記述あり。 「上目録」を添え、成嶋寛吉を介して差し出す。 続いて御用済みで返納される際の「請取印形 七月二十一日、奥御用で『資治通鑑』二十冊を、

先達て上り居東坡文選八冊、資治通鑑弐拾 間 重て残らす相下り候節請取印形可致旨 冊之内拾七冊 御用済相下り申候 文選請 取印形いたし候得共 通鑑は三冊残り居候

の間お預けになる。 八月三日、『シヨメール』前後編十六冊が当分

吉田勇太郎拝借につき差し出す。 八月十二日、高橋作左衛門の娘が昨夜病死。天 同日、『図書集成』のうち「暦法典」二帙目を

衛門「宅下ケ」とする。 うち、先日二冊、本日一冊(計三冊)を高橋作左 文方同役から紀伊守に忌服届を差し出す。 八月二十一日、当分お預けの『シヨメール』の

を差し出す。 八月二十五日、奥御用で成嶋邦之助を介して左

史九十壱番 二十冊之内

読史綱

二帙十冊

集九十三番

書物方年代記⑤

文化十一年~安政四年

宋元詩集 拾六冊

し出す。左の通り。 九月四日、林家拝借本を、青木郷助を介して差

儒林録

朱子年譜 三冊 四冊

韋蘇別集

趙献公集

全金詩 四十冊

蔵が書物同心を拝命。 九月十四日、「火消役船越左門組同心」樫根祐

を差し出す(「御用出御本」)。 し出す。 十月四日、奥御用で『資治通鑑』七十三冊を差 九月二十八日、『説郛』二冊 (百一下・百二)

十一月二日、奥御用で左を差し出す。

欽定四経之内

周易折中 十六冊

周易会通

十一月四日、奥御用で左を差し出す。

経解之内

周易会通 十四卷八冊

になる。 十一月十二日、近藤重蔵の左の献上本がお預け

> 外蕃通書 外蕃書翰 廿八冊

同日、左がお預けになる。

救急選方 十 二 冊

観聚方要補

昨二十五日類焼。 本沖温・多岐安長へ遣わすべき旨。 十二月二十六日、高橋作左衛門の天文方役宅が 十一月十七日、「医書部目録」下書が出来、杉

文政三年庚辰(一八二〇)正月から六月まで 【第百八十二冊目】

(六月) 鈴木岩次郎 (三月) 夏目勇次郎 (四月) 無記 (五月) 無記 (正月) 欠 (二月) 夏目勇次郎

*正月朔日から三日まで欠

普請方へ連絡。翌日小普請方が見分することに。 部御箱」の上に雨漏りが甚だしいことを発見。小 たところ、東御蔵二階西の「御絵図長持」「経之 正月二十六日、校正始めにつき、掛の者一同出 正月十二日、三棟の御蔵の雨漏り箇所を見分し

し出す。左の通り。 正月二十九日、御儒者増島金之丞の拝借本を差

九四

朱子詩義補註 三冊

考古類編 四冊

湯子遺書 四冊

画禅室随筆

<u>一</u> 冊

二月七日、奥御用で左を差し出す。

広東新語 五冊 中山伝信録 一冊

僊居県志 一冊 鎮海県志 一冊 西城聞見録 二冊 蘭谿県志 一冊

泰順県志 一冊 逐昌県志

冊

別り。 二月十二日、林家拝借国絵図を差し出す。左の

古国越後、国絵図一枚新国同国絵図一枚古国越前国絵図一枚新国同国絵図一枚

但し郷村帳 四冊

一月十九日、奥御用で左を差し出す。

全唐詩鈔 二十六冊

全唐詩鈔補遺 六冊

守へ青木郷助を介して差し出す。二月二十四日、高橋作左衛門拝借の左を、駿河

雞林類事 一冊

三月十六日、奥御用で『図書集成』のうち二箱

目を残らず差し出す。左の通り。

歳功典 二帙

暦法典 八帙

但 二帙目一帙吉田勇太郎拝借

庶徴典 二帙

都合拾壱帙

「御返簡写」二通。続いて左の記述あり。部十九通と同「御返簡写」五部十三通・正徳元年る。内訳は、慶長十二年より宝暦十三年までの九三月二十四日、『朝鮮書翰』が新規お預けにな

差し出す。 四月三日、御儒者依田源太左衛門の拝借で左を

五音類聚 八冊 六書統十三冊観象玩占 二十冊 指蒙 一冊

四月五日、右の三部が新規お預けとなる。

古与書刻譜

二冊

二十四冊

長安志

詩解頤 二冊 夏小正戴伝 一冊

四書通証

木郷助を介して周防守へ進達する。この度「駿河御文庫本」を以て補写したい旨、青に享保年間と元文年間の「御新写」にもれたので、四月二十三日、『類聚国史』の一巻と四十七巻

■本一冊・享保写二冊・元文■写二冊、計五冊を四月二十四日、周防守御用で、『類聚国史』の

へ差し出す。五月十日、『類聚国史』の
書栄を介して駿河守仰せつけられたので、紙墨請取の「御断御扣」共仰せつけられたので、紙墨請取の「御断御扣」共の差し出す。

め白書院で風干。
対別のおりでは、当年は黒書院が修復のたけ、「御衆日御法令」「御朱印写入御長のおり、「御朱印写入御長の出来のと、」が、「御朱田写入御長の出来のと、「御朱田写入御長」が、「のは、「のは、

冊の拝借願書を提出(→七月二日、差し出す)。
六月晦日、高橋作左衛門が『万暦三大征考』二十二巻まで十六冊を、奥御用で差し出す。
六月二十一日、『学津討原』四十七巻から

【第百八十三冊目】

(七月)高橋作左衛門(八月)無記

(十二月)無記(十月)無記(十一月)無記

件に付、左の記述あり。 記』が御蔵へ下される(「下り御本有之」)。この七月十日、岡野孫十郎が献上した『御番士代々

御番士代々記 長持二棹 七拾壱箱之内拾八

都合五拾三箱

献上書籍飾附順立一壱冊御番士代々記惣目録一壱冊

個追々順に毎附蓋台共大小六通り目録箱壱つ

随分入念損し不申候様取扱可申旨組中え公方様え入御覧候節之飾附台之由に付

御申渡可被成候

た)。 下る(惣目を入れて七十一箱で、本編は七十箱だっ 七月十五日、『御番士代々記』の残り十七箱が

れる由。「台」と「蓋」は御蔵の場所を塞ぐのでの田中龍之助に渡す。西丸新番の外題に張り違いの田中龍之助に渡す。西丸新番の外題に張り違いの田中龍之助に渡す。西丸新番の外題に張り違いの田中龍之助に渡す。西丸新番の外題に張り違いの田中龍之助に渡す。西丸新番の外題に張り違いの田中龍之助に渡す。西丸新番の外題に張り違いの田中龍之助に渡す。西丸新番の外題に張り違いの田中龍之助に渡す。西丸新番の外題に張り違いの田中龍之助に渡す。西丸新番の場所を塞ぐのでは興奮士代々記目録』を奥右筆

張り直すので、「新御番」の分を残らず差し出す七月二十六日、明日『御番士代々記』の外題をばらく見合わせるよう指示あり。御用がないなら処分したい旨を伝えたところ、し

院番」「御小性組」「大御番」一箱ずつ、目録一箱『御番士代々記』を一見したい旨。明三日、「御書八月二日、下野守(老中・青山下野守忠裕)がよう田中龍之助より指示あり。

(アンガランの)。 (アンガランの)。

玉音抄 一冊 大樹寺旧記 一冊 大樹寺旧記 一冊 一冊 一冊 一冊 一冊

同日、目録校正(「御書目校正」)につき、錯簡三之箱を差し出す。

(→八月二十一日、伺の通り仰せ渡される)。の伺書を、田中龍之助を介して周防守へ差し出すの綴じ直しのため臨時修復を行うので、両人増員

(K下り不申候」) 旨回答する。 二十二冊を差し出したが、未だ返納がない(「其 調査するよう青木郷助の指示あり。文化元年八 調査するよう青木郷助の指示あり。文化元年八 調査するよう青木郷助の指示あり。文化元年八 に摂津守(若年寄・堀田摂津守)御用で に展津守(若年寄・堀田摂津守)御用で にのうち、先年御用に

十月三日、奥御用で左を差し出す。 帙ずつ差し出すよう、成嶋邦之助より指示あり。 ただし以後は、物産の部だけでなく全部を五、六 同日、来る三日に府県志類を差し出すべき旨。

興化県志 壱帙六冊

泰安県志 同十冊

安遠県志 同 四冊

楊山県志 同 六冊

奉賢県志 同四冊

の通り。
同日、校正用の筆紙を御納戸から受け取る。左

一 半紙 拾声

一 美濃紙 拾畳

一 朱墨 三本

一壱対物 ■■■

拾対弐対

右不残校正方へ渡す

唐紙白紙五百枚之内

書物方年代記⑤ 文化十一年~安政四年

右御納戸より請取て 紙長持え入置■候 但残り三百枚 預手方紙包に致 右同引出

十月四日、奥御用で左を差し出す。 職方典 自三百弐十五巻至四百四巻 八十冊

三十五冊を差し出す。 十月七日、左を差し出す。 十月五日、摂津守御用で『寛政諸家譜』第六凾

都合十七冊 寛文三年より七年迄三冊充 万治四年‧寛文元年 弐冊

第九凾を御用で差し出す。その後も)。 し出す(→十月二十五日に第八凾、同二十九日に 同日、『寛政系図』第七凾三十一冊を御用で差

若年寄へ御礼のため廻勤。 服二つご褒美頂戴。両丸(本丸と西丸)とも老中 十月八日、『桜田日記』二棹を差し出す。 十月十七日、高橋作左衛門、書籍献上につき時

成嶋邦之助を介して差し出す。 十月二十七日、『図書集成』七帙百二十二冊を

の箱の内に入れ置く。 番士代々記目録帳』一冊を受け取り、「御小性組 十一月七日、高橋作左衛門が岡野孫十郎より『御

法典」三帙目を差し出す。吉田勇太郎拝借本。 十一月二十九日、駿河守御用で『図書集成』「暦

> 左を差し出す。 十二月八日、駿河守御用で、青木郷助を介して、

本草万方鍼線 四冊

夕庵読本草帙編 四冊

大日本史 本紀 皇三十一

至七十三 四十三冊

文政四年辛巳(一八二一)正月から六月まで 【第百八十四冊目】

(正月) 高橋作左衛門 (二月)

(三月) 無記 (四月) 無記

(五月) 高橋作左衛門 (六月) 川勝頼母

譜』の「松前之部」を残らず早急に差し出すべき旨。 表御用につき左を差し出すべき旨。差し出す。 正月十九日、布施蔵之丞、田中龍之助両人より 正月十五日、奥右筆の田中龍之助より『寛政系

龍之助へ

寛政譜第十六函一箱 自四百廿七

至四百五十八 三十弐冊

内蔵丞へ

寛永十一年秋御日記

六冊

ゆえ差し出さず。 左を差し出す。御系図類は三部とも「十七部御本」 正月二十八日、近江守御用(林大学頭拝借)で、 正月二十六日、今日から「御書目校正」を開始。

松平正系図

大樹寺旧記 <u>一</u> 冊 去辰八月御用出ゆ

へ不差出候

古国絵図之内

伊勢国図 一枚

新国絵図之内 下野国図

枚

但郷帳とも一冊

伊勢国図 一枚

但郷帳とも一冊

寛政重修諸家譜 十七凾

を拝命。 二月六日、夏目勇次郎(書物奉行)が御膳奉行

し出す。 二月七日、青木郷助を介して『芸海珠塵』を差

 $\underbrace{\mathfrak{h}}_{\circ}$ 二月十八日、左が新規お預けとなる(摂津守よ

満文輯韻 十九本

同散語解 二本

に御薬を下さる旨。左の記事あり。 二月晦日、風邪を病んでいる組中

組中引風に付 入物持参御風呂屋口にて御薬 請取致頂戴候段申聞候

但 壱度目八人分書面相認受取候

三月四日、「大御番新庄越前守組」川勝頼母、

が新規お預けとなる(摂津守より青木郷助を介し 三月七日、 『西洋軍艦図解考例』一帖・同一冊

*三月七日の「病気断」は、木本金次郎・江面 ている同心が多いことがわかる。 田藤五郎。風邪(インフルエンザ)で病欠し 文蔵・同清太郎・石井誠平・海賀善四郎・津

三月十五日、奥御用で成嶋桓吉を介して左を差

職方典 廿九凾 三十一凾 三十二凾 三十三凾 三十六凾

所日記」一冊を差し出す。 し出すよう成嶋桓吉より指示あり。 四月二日、摂津守御用で「寛永十二年春御右筆 同日、奥御用の「地理物産」、来る十八日に差

るよう(同心に)申し渡す。 三百冊余を見分する。追って修復作業に取り掛か 同日、臨時修復を行う予定の書籍(「御書籍」)

木郷助を介して摂津守より仰せ渡される。 四月八日、岡野孫十郎献上の『御番士代々記』 「台」「上覆箱」取り払いの儀、何通りの旨青

も摂津守御用につき『寛政諸家譜』の差し出しが 三十二箱(それぞれ三十二冊)を差し出す(以後 五月三日、摂津守御用で『寛政譜』三十一箱・

書物方年代記⑤ 文化十一年~安政四年

繰り返される)。

り書面で問い合わせあり。問い合わせと回答の内 五月二十四日、昨日、川勝頼母方へ青木郷助よ

明太子■■読本四書 虞世南之跋有之候 朝はたれに御座候哉御調被成候て明日郷 用賢之跋も有之候旨調候て郷助へ相渡候 哉 又明太子はいつころ之太子に候哉 調可被下候 立綱は明史に相見■申候 先朝と申所聢と相訳り兼候間 又々御取 明史にて王世貞嘉靖之進士御座候間 武 人に御座候哉 是亦御調御申上■遣候 助へ御達可被成侯 且亦姜立綱はいつの 処 右王元美跋之内に先朝と御座候 先 問答来候間 則王世貞之跋書抜其跡へ趙 宗正徳帝之太子に候哉 年号無御座候故

を近江守へ差し出す。 六月十日、『家忠日記』二部と『三河記』六部

邦之助を介して差し出す。 六月十九日、奥御用で『御忌日記』四部を成嶋

文政四年辛巳(一八二一)七月から十二月まで 【第百八十五冊目】

(七月) 欠(八月) 高橋作左衛門 (十一月) 無記 (十二月) 無記 (九月) 川勝頼母(十月)鈴木岩次郎

*七月朔日の日記は欠。

六十四冊を差し出す。 七月三日、奥御用で『佩文斎書画譜』八帙

衛門から受け取る。一巻は御留め)。 の旨(→十二日、「地図七箱」を目付の須田与左 出した地図が当分お預けになり、明十二日御下げ 七月十一日、作左衛門(高橋作左衛門)が差し

政系譜』を差し出す。 七月二十三日、『集成』(『古今図書集成』)『寛

差し出す。 積気と眼病のため「懸り役并世話役御免願書」を 八月二十日、坂田磐蔵(書物同心)儀、持病の

等で調査させたが、判明しなかった。 げた例を「日記提要」「図書年譜」「応対帳」「始末」 八月二十一日、書籍を修復のため出雲寺宅へ下

田家」二冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。 九月十八日、奥御用で『寛永系図』のうち「太

書」(原本) は所蔵しない旨回答。 い合わせあり。御蔵にあるのは「写書」だけで、「本 ままであるか。以上につき青木郷助から書面で問 山御蔵に保存されているか。それらは老中封印の 九月晦日、「御代々御位記口宣」は残らず紅葉

復のため)。 十月三日、出雲寺源七郎に左の法帖を渡す(修

上之方

五帖之内

丁数拾四枚

丁数三拾枚

響琴斎帖

九七

星鳳楼帖 子より 拾弐帖之内 巳迄

惣丁数九十一枚

惣丁数百三拾五枚

衛門に申し渡す。 役の同心が時々(出雲寺宅を)見廻るよう、伊右 書物同心一人が相添うように。また修復中は世話 同日、右を出雲寺に渡す際に木下伊右衛門ほか

を伊右衛門を介して渡す。出雲寺より請取書を差 し出す。 十月五日、出雲寺源七郎へ修復代金のうち五両

所の田村多八郎へ差し出すべき旨。 伺書を差し出した日限等を記し、一両日中に勘定 十一月朔日、『淳化閣法帖』の「御修復積書」を、

法帖を修復のため出雲寺へ渡す。 ほしい旨出雲寺が世話役を介して願い出る。左の 裏打ちが完了したので、残りの法帖を下げ渡して 十一月三日、先日(十月三日)渡された法帖の

弐拾九折

五拾六枚

瞑雨山房帖 下帖 拾八折

十七枚

響琴斎帖 三四五 三帖

十五折三拾枚

星鳳楼帖 七八九十十一 六帖 ■集十弐枚

五枚十一帖十弐枚 拾五枚宛終一帖

右之通相渡申候

差し出す。 駿河守御用で『図書集成』の「暦法典」五帙目を 十一月十三日、近江守御用で『孝慈備覧』四冊、

お預けになる。 同日、七月に仮お預けになった地図のうち左が

右摂津守殿 田中龍之助を以 輿地実測録 先達中仮り御預も今日不残御預之積り之事 十四冊 被成御預■

又中図三軸 実測輿地全図 三十軸 小図一軸

右今日改て御預之事

とりあえず聞き置く(「先聞置候」)。 (「御暇」)。 悴の福太郎が跡役を仰せつけられる。 いるため、二日(十二月二日)が日限のところ、 一十日日延べしてほしい旨、出雲寺より願い出る。 十二月二日、法帖の修復が予想外に手間取って 十一月二十七日、坂田磐蔵儀、願いの通り退職

> 田哲五郎)が印形を以て受け取る。 普請入り願書を、由緒書を添えて差し出す。 同日、江西文蔵が(椙山)精一郎を介して、 十二月十六日、書籍修復のため、細工所で「漿 刷毛 庖丁 渋」を受け取る。 哲五郎(津 小

置く。 門方へ摂津守の書付到来。内容は、二十四日四時 至極宜」)。丁数も相違なし。新御蔵の長持に収め 源七郎より納品。極上の出来上がり(「出来上り 十二月二十四日、昨夜、当番目付中より作左衛 十二月二十二日、法帖物の修復完了し、出雲寺

右につき続いて左の記述あり。 に鈴木岩次郎(書物奉行)に登城を命じたもの。 代川勝頼母 摂津守殿へ為御請罷越 夫よ り御城え罷出候処 御右筆部屋縁頬におゐ 右之段岩次郎え相達し候処 病気に付 名

仰付候 思召有之候に付 小普請入被 御書物奉行 鈴木岩次郎

被仰渡候

て御老中方御列座

青山下野守殿 左之通

介して渡される。 べき旨。摂津守書付を、半田丹阿弥(同朋頭)を は「御切米御扶持方差上 勤差免 押込」に処す 所不相応に付」、文蔵は「小普請入押込」、清太郎 十二月二十五日、江西文蔵と悴の清太郎が「場

文政五年壬午(一八二二)正月から六月まで 【第百八十六冊目】

(二月) 無記 (三月) (正月) 夏目勇次郎 (閏正月) 無記 (五月)無記(六月) 高橋作左衛門 無記 (四月) 無記

冊の計三冊が余分に相下る(「余慶に相下候」)。 暦二申年御日記』一冊・『元禄十一寅年日記』一 不足し、一方『享保五子年長崎御用留』一冊:『明 なる。冊数を確認したところ、寛文十二年分一冊 田御日記』百四冊が、青木郷助を介して御下げに 正月十九日、去辰年(文政三年)に差し出した『桜

書物奉行を拝命する。 牧野伊予守組」山角貞一郎が鈴木岩次郎の跡役の 閏正月八日、右筆部屋縁頬において、「大御番

いる。左の通り。 閏正月十日、書物同心十七人の名が挙げられて

進蔵・市野金司・樫根祐蔵・小田幸助 輔・井上長蔵・根岸忠太・海賀善四郎・長岡 吉左衛門・鈴木安太郎・木本金次郎・杉山海 津田哲五郎・野崎釜次郎・大柳亀十郎・小田 木下伊右衛門·杉(椙)山精一郎·持田金藏·

閏正月十九日、差し出す)。 閏正月十八日、増嶋金之丞拝借本左の通り(→

尚書質疑

小学補注

小学集説

書物方年代記⑤

文化十一年~安政四年

新国絵図之内

小学詳注

小学諸説合解

忠孝経小学講義

す。同二十七日には奥御用で『明史』を差し出す)。 物同心明跡に採用する(「仮御抱入」)というもの。 列座。大炊頭(老中・土井大炊頭)より仰せ渡す。 筆部屋縁頬において天文方見習を拝命。若年寄衆 十六冊を差し出すべき旨(→二月十三日、差し出 村忠兵衛より駿河守の書付が到来。内容は、持田 金蔵悴鎌太郎、津田哲五郎悴藤太郎を願の通り書 二月十七日、小田吉太郎に「無足見習」を申し 二月十一日、表御用につき『明史紀事本末』 閏正月二十七日、昨夕、川勝頼母方へ目付の花 閏正月十九日、高橋作左衛門の悴小太郎が、右

例刻に差し出すよう、成嶋邦之助を介して、太田 下総守(小性頭取・太田資深)の指示あり。 四月十八日、『寛政譜』七十六冊を摂津守御用 四月十二日、『舜旧記』五十冊を明後十四日の

払いの儀、伺の通り取り払うべき旨、周防守より 仰せ渡される。 四月二十六日、『御番士代々記』長持箱共取り で差し出す。

草根集』十冊を差し出す。 五月十四日、奥御用で『草根集』十五冊と『続 五月十五日、林家拝借の「国絵図」四枚「郷帳

一冊を、田中龍之助を介して差し出す。

御家部

古国絵図之内

山城国図

山城国図

但郷牒共

新国絵図之内

古国絵図之内

大和国図

大和国図

但郷牒共

史』三帙(八・九・十)を差し出す。 六月九日、奥御用で、「県志類」(物産部)と『明

本箱(「御本箱」)十二箇を修繕する。 六月二十四日、細工所より職人三人召し連れ、 六月二十五日、本箱の修繕につき左の記事あり

(二十六日にも同様の記事あり)。

聞 御箱十壱出来之 請取出 金蔵(持田 十壱致御修復候 右に付餝方手代茂兵衛申 御細工所より職人罷越 御箱木地鉄物等数 金藏)印形を以差遣候旨申聞候

文政五年壬午(一八二二)七月から十二月まで 【第百八十七冊目】

(十月) 無記 (十一月) 無記 (十二月) 無記 (七月) 無記(八月)無記(九月)無記

差し出す。 七月二十六日、奥御用で『続易簡方論』三冊を

帙と『高倉大名言之記』一冊を差し出す。 八月二十一日、細工頭の馬場助左衛門の「御断 八月十三日、『図書集成』のうち「職方典」六

書面」を河野七左衛門(右筆)より下される。左

九九

の通り。

四書

一 孝 五 経 経

朗詠集撰

御謡本

三河後風土記

午八月 馬場助左衛門候御書物奉行え被仰渡可被下候 以上 に直七郎殿御引渡御用に付 受取申度奉存

石の運り仰せ渡される)。

田、何の通り仰せ渡される)。

田、何の通り仰せ渡される)。

田、何の通り仰せ渡される)。

田、何の通り仰せ渡される)。

九月朔日、奥御用で『楊氏家蔵方』金沢本を差

出す。

で手代の者)へ申し渡す。師の出雲寺源七郎と唐本屋清之丞(いずれも病気師の出雲寺源七郎と唐本屋清之丞(いずれも病気

大奥に申し上げたうえで回答する由。『家忠日記』にすべきであると、奥右筆に相談する。『後風土記』は「偽撰もの」なので、『三河記』か「九月七日、直七郎「御引移御用」の書籍のうち、

雲寺と唐本屋から提出された「見せ本」「積り書」(直七郎)御用本の「見せ本」(見本)として書籍と「積り書」(見積)が提出される。と「積り書」(見積)が提出される。

を添えて玄蕃頭(若年寄・田沼玄蕃頭意正)へ差

の。左の通り。 次郎と吉川克蔵に書物同心を申し渡すというも 九月十八日、目付より封書到来。内容は上原熊

在住勤方

上原熊次郎

可被談候 右御書物同心申渡候 尤遠山左衛門尉

元松前奉行組同心

可被致候 高て可被入抱候 尤両人とも過人に 高て可被入抱候 尤両人とも過人に

七郎へ委細申し渡す。にて摺り立て相納めるべき呈指示あり。出雲寺源にて摺り立て相納めるべき呈指示あり。出雲寺源た書籍が「見くるしく不宜候に付」、新たに上方九月二十三日、先日(九月十六日)に差し出し

書物方と左のような問答あり。
九月二十八日、細工所同心(藤沼新助)が来訪。

【細工所】(直七郎御用の)書籍は総じて同じ形たが、尾張家より今春流にしたい旨連絡あり。

【書物方】書籍はいろいろなので同じ形に揃えに揃えることができるか。

【細工所】表紙は『五経』の表紙のように「青ることはできない。

紙形きめだし」になるのか。

【書物方】漉き返しの紙でなければ「きめだし」

が下りるように手配していただきたい」。に摺り立てることはできない。町奉行所から許可の謡本の版は須原屋が所持しており、自分が勝手同日、出雲寺源七郎が言うことには、「今春流

文方作左衛門手附出役」となる。 九月朔日、吉川克蔵(書物同心)が、当分「天

り立て致すべき旨。 十月三日、直七郎御用『御謡本』、外百番も摺

十月四日、椙山精一郎が細工所同心の藤沼新助十月四日、椙山精一郎が細工所同心の藤沼新助

える。
「御謡本」ならびに「表紙」の儀を出雲寺方へ伝合紙なとの内 四五通見本紙差出候様」回答あり。わせたところ、大奥では色のきまりはなく「間似わせたところ、大奥では色のきまりはなく「間似また表紙見本は何色にすべきか精一郎が問い合

を介して以下の達あり。十月七日、玄蕃頭御用で御殿へ。青木忠左衛門

②『御謡本』『五経』『小学』は学問所より差し出すことに。②『御謡本』『朗は学問所より差し出すことに。②『御謡本』『朗は学問所より差し出すことに。②『御謡本』『明は学問所よりだ。

すには及ばぬ旨。 また『御謡本』は百番のみで、二百番を差し出

雲寺源七郎へ申し渡す (表紙は鳥子紙)。十月二十二日、直七郎御用本の表紙の仕様を出

し、出雲寺政七郎が差し出す。十一月九日、直七郎御用本の表紙仕立てが完了記』三十一冊を差し出す。

郎殿御引移御本出来に付」)、細工頭へ差し出す。十一月十一日、御用本が完成したので(「直七

認めることになる。十一月十三日、直七郎御用本の表題は右筆所で

雲寺源七郎方へ伝える。 一両日中に差し出せというもの。右を出合見本を一両日中に差し出せというあったので、色用いるようにという奥向の指示があったので、色の通知あり。直七郎御用本の表紙は「しけ絹」を十二月二十三日、細工頭馬場助左衛門より以下

【第百八十八冊目】 文政六年癸未(一八二三)正月から六月まで

(四月)無記(五月)無記(六月)無記(正月)川勝頼母(二月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)

出す。 大臣」十二冊・「音楽」二冊・「御遊」一冊を差し、正月七日、摂津守御用で、『礼義類典』 のうち 「任

へ申し遣わす。 へ申し遣わす。 で大損。その旨小普請方定式 成が旧冬の「雪凍」で大損。その旨小普請方定式 で月十一日、新御蔵の北側(「北頰」)の壁と屋

正月十八日、『武徳大成記』の表紙絓絹(しけ絹)の色が鼠色に決定した旨細工所より連絡あり。
正月二十二日、奥御用で『二十二史劄記』十二
正月二十二日、奥御用で『二十二史劄記』十二
正月二十二日、奥御用で『二十二史劄記』十二
正月二十二日、奥御用で『二十二史劄記』十二
正月二十二日、東御用の表紙絓絹(しけ絹)

を右筆の新井儀三郎から受け取る。 二月八日、松平加賀守から返上された拝借書籍

出す)。

二月十一日、細工頭の馬場助左衛門より手紙到の下月十一日、細工頭の馬場助左衛門より手紙到出すようにというもの(→翌十二日、「御引移惣出すようにというもの(→翌十二日、「御引移惣出すようにというもの(→翌十二日、「御引移惣国本領門より手紙到」という。

高橋作左衛門が持参する。
高橋作左衛門が持参する。
うので、これまで御用で差し出した分を御下げに
三月十七日、『御番士代々記』の小口書きを行

四月十一日、奥御用で左を差し出す。

 学津討原
 五凾三十九冊

 図書集成 山川典
 五凾二十九冊

 四十七冊

へ差し出す。 へ差し出す。 五月二十日、『日光御供勤方覚帳』扣(控)と

【第百八十九冊目】 文政六年癸未(一八二三)七月から十二月まで

(十一月) 無記 (十二月) 川勝頼母(九月)高橋作左衛門 (十月) 無記(七月) 川勝頼母 (八月) 山角貞一郎

つけられずとも差し支えないか、というもの。の節、「拙者共」(書物奉行のこと)がお供を仰せ書到来。内容は、酉年(文政八年)の日光御参詣者刊十日、昨夜、頼母宅に大目付・目付より達

__ O __

を除く代銀で、銀九百十三匁。寺を呼び出しこれを渡す。額は「外百番御謡本」す旨。同心の金蔵(持田金藏)が受け取り、出雲十三日に「直七郎殿御引移御用御本御用代」を渡十三日、昨日、昨日、細工所より文通あり。明七月十三日、昨日、細工所より文通あり。明

七月二十六日、奥御用で左を差し出す。

室町日記 全部十五冊 全部十五冊

にという内容。いので、明後三日に銀九百十三匁を持参するよういので、明後三日に銀九百十三匁を持参するよう「直七郎殿御引移御用代金」を金に直して渡した八月朔日、細工所馬場助左衛門より文通あり。

出雲寺源七郎へ渡す。精一郎)が金二十二両二朱と銀四匁を受け取り、所同心の大塚弥三郎から精一郎(書物同心の椙山所月三日、(銀九百十三匁を渡したうえ)細工

回答)。 よりお尋ねあり(→八月二十六日、所蔵しない旨を所蔵するか、下野守(老中の青山下野守忠裕か)

屋清之丞宅へ下げる。左の通り。 八月二十六日、修復のため法帖を半分ずつ唐本

淳化閣法帖

第壱 六拾六枚 第一 六拾六枚

第三 四拾枚

第四 四拾八枚 第四 四拾八枚

一 六朝法帖

辰ノ帖 七拾枚 巳ノ帖 七拾八枚 寅ノ帖 六十三枚 卯ノ帖 六拾六枚 子ノ帖 六拾八枚 丑ノ帖 七拾九枚

出す)。左の通り。
九月朔日、林大学頭拝借本(→九月三日、差し

日光山御参詣記 二本

*

木子二十一日、奥御用につき『万寿盛典』(四十九月二十一日、奥御用につき『万寿盛典』(四十九月二十一日、奥御用につき『万寿盛典』(四十九月二十一日、奥御用につき『万寿盛典』)

同十 五拾枚之内花押壱枚 同九 三拾八枚 同九 四拾六枚内花押壱枚淳化閣法帖 六 五拾四枚 同七 四拾六枚

戌巻 七拾七枚 亥巻 七拾六枚 申巻 七拾八枚 酉巻 七拾七枚 六朝法帖 午巻 六拾五枚 未巻 五拾八枚

> 出す)。 十月六日、天文方吉田勇太郎、『図書集成』の

請方から受け取る。 十一月二十四日、東御蔵の修復が終わり、小普

箱)三十を受け取り、東御蔵に入れ置く。 十二月十八日、(細工所から)「御書籍御筥」(本

栄えを見分する。 十二月二十二日、法帖物の修復が終わり、出来

丞へ渡す。 同日、「法帖物御修復御用代金」を唐本屋清之

【第百九十冊目】 文政七年甲申(一八二四)正月から六月まで

(四月)無記(五月)無記(六月)無記(正月)山角貞一郎(二月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(三月)無記(四月)無記(四月)無記(四月)無記(四月)無記(四月)無記(四月)無記(四月)

差し出すことに。う布施内蔵之丞より指示あり。見当たり次第順次う布施内蔵之丞より指示あり。見当たり次第順次を旨、屋代太郎より出願。早速調査し差し出すよ正月十九日、鷹に関する書籍を残らず拝借した正月十九日、鷹

係書籍の拝借を願い出たもの。 われていた『古今要覧稿』編纂ために、鷹関 *屋代太郎は屋代弘賢。当時官撰事業として行

左の通り(→正月二十八日、差し出す)。 正月二十一日、屋代太郎拝借書籍について調査。

集成之内

一 禽虫典 卷之十二 十三 十四 三冊

一**庶物類纂羽属**十九二十 一 壱冊

を介して差し出す。 正月二十六日、左の林家拝借本を、田中龍之助

灌園集

万首唐人絶句 十六冊 **帙雪堂集** 十冊

別本万首唐人絶句

修復長持」に入れ置く。下野国絵図と郷帳を田中龍之助から受け取り「御下野国絵図と郷帳を田中龍之助から受け取り「御二月二十日、(日光参詣の際にお持たせになる)

し出す。 三月朔日、奥御用で「日光御法事御本類」を差

六十四冊を差し出す。 四月二十三日、奥御用で「図書集成皇極典」

御納戸より受け取る。左の通り。 五月六日、日光御用絵図の取繕(修復)用紙を

- 一 仙花紙 三百八拾四枚
- 一 岩城紙 五束
- 中美濃紙 壱東五帖四拾弐枚
- 西之内紙 九拾枚

右之通受取申候

という意味か)。 小用所」を「引替申候」(小便用の便器を換えた 五月二十二日、小普請方の職人が来て「上之間

六月四日、『学津討厚』(『学津討原』の誤記)

書物方年代記⑤ 文化十一年~安政四年

を奥御用で差し出す。

となる。左の記事あり。 六月二十四日、『ショメール和解』が仮お預け

被成候 東御蔵御長持に其侭差置候尤新収御書籍帳え書載せ不申候 御順覧可成候旨 荒井義三郎より作左衛門受取之成に 荒井義三郎より作左衛門受取之

【第百九十一冊目】 文政七年甲申(一八二四)七月から十二月まで

(十月)無記(十一月)無記(十二月)無記(閏八月)高橋作左衛門(九月)無記(七月)川勝頼母(八月)山角貞一郎

き、「奉恐入候段」の書面を差し出す。
ろ、不快(病)で手伝いができなかったことにつ
蔵の曝書)の手伝いをすることになっていたとこ
成の曝書)の手伝いをすることになっていたとこ

た旨。

門が見分する。 持に相成候御絵図」)の修復が済み、高橋作左衛 閏八月十一日、日光御用の絵図(「日光え為御

に付」)再来年(文政九年)に延引となった旨。た日光山御参詣が相次ぐ水害のため(「相続出水十月十五日、来年(文政八年)に予定されてい

て差し出す。左の通り。 十月十九日、林家拝借本を、田中龍之助を介し

菊山詩稿 十冊

吟窓雑録

十冊

十一月六日、左の二部が新規お預けとなる。

魯西亜学荃 五冊 五冊

込」となり、跡職は養子の富五郎が申しつけられ十一月二十一日、出雲寺源七郎が「御用差留押十一月十日、山角貞一郎「御役御免」の旨。 十一月十日、山角貞一郎「御役御免」の旨。 「日、山角貞一郎(書物奉行)の「御役御免願」

十一月二十六日、林緯之助が林右近と改名。の林緯之助が、山角貞一郎の跡に書物奉行を拝命。十一月二十五日、「小普請支配土屋讃岐守支配」

【第百九十二冊目】 文政八年乙酉(一八二五)正月から六月まで

正月二十五日、差し出す)。 正月二十三日、林家拝借願の書籍、左の通り(→*正月から六月まで月番の記述なし。

玉梅館漫録 寿親養老書

左の通り(→二月二日、差し出す)。 二月朔日、奥御用(太田下総守御用)の書籍、

乾隆四庫全書無板本 五帙 全部

さない旨を伝えることに。本慶長御写」なので、「諸向拝借本」には差し出本慶長御写」なので、「諸向拝借本」には差し出書面に『日次記』とあるが、これは「駿河御文庫書の荒井義三郎より到来。助左衛門の拝借願の二月六日、天文方渋川助左衛門の拝借本願書、

二月九日、左の渋川助左衛門拝借本を差し出す。

筒考異 九冊

野府記 三十一冊 一冊

三月朔日、大柳亀十郎、大病につき願いの通り 三月朔日、大柳亀十郎、大病につき願いの通り 三月前日、大柳亀十郎、大病につき願いの通り 三月二十八日、林大学頭と成嶋邦之丞(名は司 三月二十八日、林大学頭と成嶋邦之丞(名は司 三月二十八日、林大学頭と成嶋邦之丞(名は司 三月二十八日、本大学頭と成嶋邦之丞(名は司 三月二十八日、神太学頭と成嶋邦之丞(名は司 三月二十八日、神太学頭と成嶋邦之丞(名は司 三月朔日、大柳亀十郎、大病につき願いの通り

城で受け取りたいというもの(→五月三日、「屋御帳御張紙改候に付」、関係書類を五月三日に御荒次郎連名の書状到来。内容は、「抱屋敷并寺社四月二十四日、松下孫兵衛・曽我熊之助・建部

五月七日、渋川助左衛門拝借本の「玉海」鋪改御帳箱」を建部荒次郎へ渡す)。

無板書」(『四庫全書無板本』)後巻を差し出す。 六月九日、御用で『古玉図譜』『博古図』「乾隆六十八冊を差し出す。

【第百九十三冊目】 文政八年乙酉(一八二五)七月から十二月まで

(十二月) 無記 (十月) 無記 (十一月) 無記 (七月) 高橋作左衛門 (八月) 無記

『避書』)。

「選書家類」十二部六十冊を差し出す。

「国書家類」十二部六十冊を差し出す。

「国書家類」十二部六十冊を差し出す。

八月二日、『桜田御日記』のうち元禄十三年から十六年までの分と宝永元年分を「御見合之義にら十六年までの分と宝永元年分は以前から御蔵に無い旨を相達す。 と宝永元年分は以前から御蔵に無い旨を相達す。 大月三日、先達ての風干の節、椙山精一郎(書 物同心)の調査によって、『蹴鞠八境之図』が、 物同心)の調査によって、『蹴鞠八境之図』が、 も徳院(二代将軍徳川秀忠)に飛鳥井雅庸が差し 上げたものであることが判明。このため目録から 上げたものであることが判明。このため目録から を添えて周防守にご覧にいれる)。

律典」の拝借願いあり(→八月二十二日、差し出八月十八日、高橋作左衛門より『図書集成』の「楽

す

す。
三十四冊を、奥右筆の荒井儀三郎を介して差し出三十四冊を、奥右筆の荒井儀三郎を介して差し出『吉槐記』一冊・『後深心院関白記』六冊・『園大暦』「日、渋川助左衛門拝借の『中右記』二十九冊・

る。 文化十四年三月五日に拝借していることを確認す 九月二十日、松平加賀守御本拝借の度数を調査。

【第百九十四冊目】 文政九年丙戌(一八二六)正月から六月まで

(五月)無記(六月)無記(正月)無記(四月)高橋作左衛門(二月)無記(四月)高橋作左衛門(二月)無記

正月二十五日、左が新規お預けとなる。

シヨメール和解 医事攬要 厚生新編 医事攬要 医事攬要

龍之助を介して差し出す。四冊・『長秋記』二十七冊・「別本」一冊を、田中四冊・『長秋記』二十七冊・「別本」一冊を、田中借本)の『実衡公記』一冊・『左経記』八冊・『大記』二月二十一日、「御用出御本」(渋川助左衛門拝

に入れ封印する。 三月五日、『蹴鞠八境之図』を「御前本長持」

郎を介して周防守へ差し出す。御書籍類伺書」に「別帳」二冊を添え、荒井義三三月二十日、「御用書并諸向拝借にて返納無之

段書付を出雲寺冨五郎が差し出す。 四月十二日、お買い上げになる『近思録』の値

守へ差し出す。即刻「伺之通」となる。 思録』が届く。「日光御用書留之箱」に入れ置く。 五月三日、『近思録』の「御買上伺書」を周防 四月二十三日、綴じ直しされた(お買い上げ)『近

五月十九日、摂津守御用で『痘科鍵』二冊を差

はできない旨、高橋作左衛門より下げ札で返答す 月記』は「慶長御写本」なので拝借(「諸向拝借」) 田中龍之助らが書物方役所(「御役処」)に来訪。 同日、渋川助左衛門の拝借希望書のうち、『明 六月四日、「奥御右筆処御長持」の調査のため

野道記』ほか八部四十九冊を差し出す。 六月十三日、渋川助左衛門拝借の「家記類」、『熊

荒井義三郎と相談のうえ、差し出すことに。 の拝借で学問所へ御下げになるという事情から、 長以来諸法度」「慶長八将軍宣下記」を差し出す。 「四書白文」は拝借させないものであるが、林家 同日、遠江守御用(林家拝借本)の「四書白文」「慶

*「四書白文」は「姜立綱書本」。

が、「御長持」を見分。 六月十七日、表右筆の森川芳三郎、藤井鎌之助

並仕立代共銀弐拾七匁」を御書物師 蔵から受け取る(→六月二十六日、「近思録壱部 六月十七日、『近思録』の代金二十七匁を御金 (出雲寺) 富

文政九年内戌(一八二六)七月から十二月まで 【第百九十五冊目】

(七月) 高橋作左衛門 (八月) 無記 (十二月) 林右近 (九月) 林右近(十月)無記(十一月)無記

下役定人」を拝命する。 七月八日、長岡進蔵(書物同心)が「測量御用

ほか所々壁にひびが入り、白土が落ちる。 日、全十六冊が作左衛門に「御預け切」となる)。 −ル』が高橋作左衛門にお預けになる(→八月五 七月二十一日、朝から数度の地震あり。東御蔵 七月十九日、先達て仮お預けとなった『シヨメ

先達て納品された木帙のうち不出来の分(寸法違 いの分)を渡す。 七月二十七日、細工所から木師方職人が来る。

「御文庫目録」を虫干し (「風干」)。 八月四日、「御役所日記」(書物方日記か)一箱、

州之分新之分」を残らず肥後守へ差し出す。「直 に御紋付御長持壱棹に入 同人拝借被仰付候」と 八月八日、高橋作左衛門拝借の「諸国御絵図九

壱冊」を肥後守へ差し出す。 八月十日、林家拝借の「信濃国絵図二枚并郷帳

致見分候」)。 出来具合を見分する(「桜田御日記皆出来に付 八月十九日、『桜田御日記』の修復が完了し、

九月四日、左の「塙本」が新規お預けになる。

春記

十七冊

_	_	_	_	_
花園院御記	冷泉天皇事記	円融院天皇事記	朱雀天皇事記	村上天皇事記
三冊	七冊	三十五冊	三十七冊	五十冊

祭資記 大外記清原良賢記 六冊 一冊

後光厳院御記

一冊

₩

で差し出した書籍のリストを差し出すよう、荒井 九月六日、右筆所に出所不明の書籍が数部あり。 (御文庫) の御本かもしれないので、表御用

る旨回答。 御位記宣旨」等があるか問い合わせあり。所蔵す 九月七日、奥右筆より文通で、御蔵に「権現様

義三郎より要請あり。

左の通り。 九月十二日、 渋川助左衛門拝借本を差し出す。

頼業記 二水記 康富記 元長記 宣秀記 二十八冊 二十冊 壱冊 七冊 壱冊

衛の蔵書が闕所になり、うち稀覯書五種が御蔵に というもの。元文五年(一七四〇)に木津屋吉兵 けになったということだが、その年月を知りたい 内容は、先年処罰を受けた者の蔵書が御蔵へお預 十月十日、奥右筆の田中龍之助より問い合わせ。

収蔵された顛末を調べて回答する。

新収目録にこれを記載する。 十月二十日、官板類九部が新規お預けになり、

部が新規お預けとなる。同日、『寛政略図』十七冊と『遭厄日本記事』

官板韓詩集注 五冊

官板崇正弁

【第百九十六冊目】 文政十年丁亥(一八二七)七月から十二月まで

(十一月)川勝頼母(十二月)高橋作左衛門(十月)川勝頼母出勤まで林右近(七月)川勝頼母(八月)無記(九月)無記

八月朔日、摂津守御用で『欧陽南野文選』を差と悴栄之助の「御抱替」が仰せつけられる。七月十七日、長岡進蔵(書物同心)の「御暇」*七月十九日の記事に欠あり。

し出す。

を差し出す。 八月四日、奥御用で『図書集成』『台湾府志』

が済む。 九月十四日、新御蔵の修復が完了し、引き渡し

す旨回答(→十月五日に差し出す)。 「御宮参旧記」があれば差し出すよう申し来たる。 「御宮参旧記」があれば差し出すよう申し来たる。

の小田切彦兵衛より左の「御断」(請求)あり。十一月七日、「松菊引移御用」のため、細工頭冊を差し出す。

御書物奉行え御断 小田切彦兵衛

一 **四書** 一部

一 **五経** 一部

一孝経一部

須賀家に移るに当たって持参する書籍を用意る。「御引移御用」とは、松菊(斉裕)が蜂りし、天保十四年十月に藩主蜂須賀斉裕とな年(文政十年)、徳島藩主蜂須賀家に養子入米松菊は家斉の子で、文政四年九月誕生。この

する「御用」のこと。

が書物方へ御下げになる。
り(「摺立出来」)、『四書』四冊・『五経』十一冊り(「摺立出来」)、『四書』四冊・『五経』十一冊

前の通り屋代太郎(弘賢)が書くことに。「引移御用御本」を出雲寺が持参する。表題は以出雲寺へ渡す(→十二月十二日、仕立が完了した出雲寺へ渡す(→十二月十二日、仕立が完了した全十五冊の「御仕立」(製本?)のため、これを全十二月四日、「引移御用」の「官板四書五経」

出し、これを渡す。
知し、これを渡す。
出し、これを渡す。
出し、これを渡す。
出し、これを渡す。
出し、これを渡す。

上刻、頼母病死。 つき、林右近が「判元見届」のため頼母宅へ。午十二月二十六日、川勝頼母の「病気跡目願」に

【第百九十七冊目】

(五月)林式部(六月)勝田弥十郎(三月)勝田弥十郎(四月)林式部(正月)篠田藤四郎(二月)林式部

以後も繰り返されている)。利高標旧蔵書の修復が行われる(同蔵書の修復は二月三日、「佐伯献本懸り之者」によって、毛正月十三日、貴重御蔵へ「風入」をする。

(一八二八)に祖父高標の蔵書二万冊以上を*豊後国佐伯藩主毛利高翰は、文政十一年

の「貴重御蔵」は新たに造築された書庫。 に、書庫一棟の増築が着工する。正月十三日 紅葉山文庫に毛利家献上本を収容するため に、書庫一棟の増築が着工する。正月十三日 に、書庫一棟の増築が着工する。正月十三日 に、書庫一棟の増築が着工する。正月十三日 に、書庫一棟の増築が着工する。正月十三日 に、書庫一棟の増築が着工する。正月十三日

一月十二日、左が新規お預けとなる。

外科新編二冊但壱包ショメイル和解六冊但弐包

三月二十二日、左が新規御下げになる。

一 ショメール和解 二冊 二冊

左衛門へ拝借となり、翌十四日、差し出す。助を介して御下げになるが、すぐに天文方山路弥助を介して出て、左が新規お預けになる。田中龍之

増補セウェル暗厄利亜辞書全部弐冊

伺い通りとなり、左のように決定する。 四月十七日、御蔵名目(四棟の書庫の名称)が

「新規御蔵」→「一ノ御蔵」

「新御蔵」→「四ノ御蔵」「東御蔵」→「三ノ御蔵」

【第百九十八冊目】 天保十二年辛丑(一八四一)七月から十二月まで

(十一月)中山栄太郎(十二月)水野新衛門(九月)水野新衛門(十月)黒野源太左衛門(七月)里野源太左衛門(八月)中山栄太郎

七月七日、林家拝借本『吏治県鏡』を差し出すよう、右筆組頭の荒井甚之丞から申し来をし出すよう、右筆組頭の荒井甚之丞から申し来たる。

の目録も差し出すよう指示あり。年「当分御預ヶ之書類」、「高橋作左衛門欠所本」奉行)が御殿で荒井甚之丞へ渡す。あわせて一昨奉行)が御殿で荒井甚之丞へ渡す。あわせて一昨本月十七日、「蛮書目録」を水野新衛門(書物

渡す。 抜壱冊」)に左の書面を添えて(荒井甚之丞へ) 方ち、蛮書を抜き出した一冊(「蛮書躰之書目書 ・ 工月二十日、「高橋作左衛門欠所書類目録」の

り不申候 後四組御用に付差出申候得共 題銘等相分 を関書 番附にて六拾四番迄請取申候 其 天保十亥年五月廿六日 越前守殿当分御預

左衛門御咎之節御取上ヶに相成候」)のうち『遭七月二十三日、高橋作左衛門没収本(「高橋作一八月十一日、『新巧暦書』四十冊を差し出す)。書』所蔵の問い合わせあり。所蔵する旨回答する書』所蔵の問い合わせあり。所蔵する旨回答する

「、「草」はこない。)「ひょう」と見ること「草稿」を差し出すよう指示あり。「「草稿」を差し出すよう指示あり。「本書」「厄日本記事」が御蔵にあるならば、その「本書」

*「欠所書」は「闕所長持」に収納されていた。は「高橋欠所書」のうちにある旨回答。 二十日に新規お預け)御蔵の蔵書であり、「草稿」 二十番に新規お預け)御蔵の蔵書であり、「草稿」

七月二十四日、左を越前守御用で差し出す。

一 **這厄日本記事** 全部廿冊 御庫本

書」を差し出す。 ついて書き出すよう、目付より達あり。左の「答ついて書き出すよう、目付より達あり。左の「答

御書物奉行

水野新衛門

候共 痛所に付難罷出候 依之此段御答申見分に罷出候 尤同人儀は此度上覧被仰付見分に罷出候 龙同人儀は此度上覧被仰付見分に罷出候 寛政十二申年七月十日御鳥太左衛門義は 寛政十二申年七月十日御鳥右三人共武術上覧相済候術は無御座候 源

上候 以上

九月十六日

御書物奉行

問い合わせがあり、今朝書付を黒沢へ渡す。「水戸殿」から『大日本史』が献上された年月の「水戸殿」から『大日本史』が献上された年月の十一月二十六日、奥右筆の黒沢正助より、先年

ーニーズー、「、手青1丁円さぶこご」、なわせあり。 が「水戸殿」から献上された年月について問い合が「水戸殿」から献上された年月について問い合

の旨。 七三郎が昨日「同役加人被仰付候」(書物奉行拝命) 十二月六日、「小普請組河内采女支配」 小林

り仰せ渡され、半右衛門と改名。 十二月六日、小林七三郎改名願書提出。願い通

十二月十五日、御殿で成嶋桓吉から、摂津守の中二月十五日、御殿で成嶋桓吉から、摂津守の中世で、今後「楓山御書物蔵」に「不時見廻り」として来訪する旨を伝えられる。承知の旨回答し、とを述べる(突然来られても不在の場合もあるととを述べる(突然来られても不在の場合もあるというわけ)。 左の通り。

【第百九十九冊目】 天保十三年壬寅(一八四二)正月から六月まで

(五月)小林半右衛門(六月)無記(三月)無記(四月)水野新衛門(三月)小林半右衛門(二月)黒野源太左衛門

正月十一日、中坊金蔵(名は広風。小普請組支配) でほしいというもの。 理価が、 調査結果を報告していがないか確認してほしい。 四郎三郎が拝借していがないか確認してほしい。 四郎三郎が拝借していがないか確認してほしい。 四郎三郎が拝借していないと申し出た書物について、 調査結果を報告してほしいというもの。

正月二十二日、成嶋桓之助(名は良譲)来訪。「御ことを吉田四郎三郎に伝えていただきたい。が「御書物蔵役所書留」に記録されている。このが「御書物蔵役所書留」に記録されている。この箋釈』を寛政七年二月二十八日に差し出したこと

吉田四郎三郎の弁明の書付が添付。左の通り。正月二十八日、中坊金蔵の手紙に、別紙として前本類」ほか「貴重御品」を拝見する。

と奉存候

文勇太郎天文方被仰付以後は拝借不仕候儀

差し出す。 三月八日、奥御用で『医類』十六冊(副本)を

学問所勤番被仰付候」)。 勤番を拝命する(「於焼火之間若年寄衆御列座二月十三日、椙山精一郎(書物同心)が学問所

ソ。 二月二十日、多紀安良拝借願いの書籍、左の通

広仁附録 四巻 二四巻 十一巻

本草色葉抄

関して、左のような願書が提出される。四月六日、出雲寺金吾より「暦」と「武鑑」に四月六日、出雲寺金吾より「暦」と「武鑑」にので拝借させず。また『広仁附録』は御蔵に所蔵ので拝借させず。また『広仁附録』は御蔵に所蔵

に武鑑類直下ヶ之願書 佐右衛門を以差出目売捌等曆致出版度段 暦雛形并右願書外展処 是迄之直段より引下ヶ御用に差上候処 是迄之直段より引下ヶ御用に差上は雲寺金吾是迄御用に差出候曆買納に致来出雲寺金吾是迄御用に差出候曆買納に致来

される将軍の日光社参に随従する諸役人等の名簿奉等之儀出版願伺書」(翌天保十四年四月に予定雲寺金吾来卯年四月日光御参詣之節御用掛り并供四月九日、三月二十六日に摂津守へ進達した「出

「願之通」の旨仰せ渡される。(?)を出版してよろしいかという伺書)につき、

なる(「御書物同心明跡え御入人被仰渡候」)。四月二十一日、黒鍬の笹間鎌三郎が書物同心と

差し出す。 同日、奥御用で宋版の『外台秘要方』十一冊を

黒沢正助・向山源太郎より受け取る。 四月二十六日、新規お預け四十一部を奥右筆の

を上申したもの。

五月六日、「御用出御書籍御下ヶ之儀申上候書
五月六日、「御田出御書籍御下ヶ之儀申上候書

本の一覧が示されている。 以下、「御用出御本取調書付」として、未返納

寛政元酉年八月二日御用出と斗有之一 **寛明事跡録** 七十一冊

誰殿御用に候哉御姓名書留無御座候

武家官禄記 二十四冊

同年十月十一日御用出之儀右同断

差出申候 同辰年四月三日松平伊豆守殿御用に付 研録 二十冊

桜田御日記 自慶安五年至万治三年

廿三冊

文化元子年八月三日堀田摂津守殿御用に 年号不知 一梱 一梱

付差出申候

申侯 同二丑年二月八日右御同人御用に付差出 同二丑年二月八日右御同人御用に付差出 一冊

万国全図 立政元寅年五月廿日右御同人御用に付差 箱入一帖

御番士代々記

御書院番 一箱

但錠鍵共七箱

箱

総目録

差出申候同三辰年八月三日土井大炊頭殿御用に付

之 誰御用に候哉書留無御座候 一日年(文政三年)十月八日御用出と斗有 一田

夕庵読本草■(悟か)編本草万■鍼録四冊

礼儀類典 朝覲行事之部十八より廿四まて

右之通御用出に相成居申候 付差出申候 天保十二丑年八月十一日摂津守殿御用に 加上冊

文化十酉年閏十一月十五日小笠原近江守本所屋敷改帳 箱入十冊

_

殿被仰渡差出申候

長安志 国師日記 右之通林大学頭拝借 陸奥国福島領新絵図 肥後国古絵図 考亭淵源録 同 新絵図 越後国古絵図 越前国古絵図 附**郷帳** 文政三辰四月三日堀田摂津守殿被仰渡差 勢守殿被仰渡差出申候 同十三寅年(天保十三年)三月廿六日伊 同年十二月十五日大和守殿被仰渡差出申 同八酉年五月十日森川内膳正殿被仰渡差 渡差出申候 天保六未年十一月廿一日林肥後守殿被仰 附若狭越前近江組合 文政三辰年四月三日植村駿河守殿被仰渡 新絵図 郷帳 四十七冊 一帙六冊 八冊 冊 枚 枚 枚 枚 冊 枚 明史稿 孝慈備覧 十七史 天地二球用法書 刺蘭迭暦書写 儀象考成 右吉田靫負・山路才助両人にて拝借 吉田四郎三郎・足立左内四人にて拝借 右之通天文方渋川助左衛門·山路弥左衛門· 宋遼金元別史 右多紀安長拝借 本草色葉抄 右松本仲温·多紀安長拝借 差出申候 仰渡差出申候 差出申候 渡候御姓名留無御座候 三軸 六十二冊 八十二冊 八冊

右依田源太左衛門拝借

同四巳年十一月十三日小笠原近江守殿被 四冊

天保十三寅年四月十日但馬守殿被仰渡差

三百四十冊

天保十亥年六月十三日林肥後守殿被仰渡

四帙廿冊

寛政八辰年八月六日御用出と計有之被仰

五梱 冊

天保八酉年三月廿四日林肥後守殿被仰渡

出申候

武蔵国測量地図 同十二丑年九月三日主膳正殿被仰渡差出

軸

右之通渋川助左衛門拝借

律暦淵源 渡差出申候 享和二戌年九月十三日堀田摂津守殿被仰 箱九十四冊

シヨメール 文政十二丑年五月十日林肥後守殿被仰渡 差出申候 前後十六冊

漢字諳厄里亜語翻訳書 天保元寅年四月十日右同人被仰渡差出申 三冊

新刻和蘭辞書 同年九月廿日右同人被仰渡差出申候 十一冊

字典諳厄里亜語翻訳書 四冊

同三辰年二月廿日右御同人被仰渡差出申

五車韵府諳厄里亜語翻訳書

一冊

星学諸表

天体儀説 和蘭度学書 惑星同種解 冊冊

梱 冊 冊

梱

星学和解

菩星編和解

泰西星座名義

出申候 同八酉年三月廿四日右御同人被仰渡差出

右之通山路弥左衛門拝借

律暦淵源

箱入百十冊

西洋暦経 出申候 天保七申年正月廿三日林肥後守被仰渡差

右之通足立左内拝借

管窺輯要

三十二冊

律暦淵源 乾象図説

箱入一帖

箱入百廿冊

時憲暦箋釈

図書集成 庶徴典九帙目

免被仰付候に付 殿え申上置候 以上 仕居候処 四郎三郎義去丑十一月天文方御 右五部吉田靫負以来吉田四郎三郎引続拝借 同十二月返納之義摂津守

返納一覧に関する補足説明)。 表御用あるいは諸向拝借で差し出した書籍等の未 同日、荒井甚之丞へ左の書付を渡す(奥御用・

付 此度取調 当時御用出之分迄も帳面に 相成居 年久敷御下ケ無之御品も有之候に 御文庫御書籍 奥表御用出并諸向え拝借に 諸向拝借之分も 仕立入御覧 御用相済候分は御下ケ被成下 見合等相済候御品は早々

書物方年代記⑤

文化十一年~安政四年

申候 節は り誰殿御用に候間差出候様と御達有之候て 用之分取調帳之内 誰殿御用に付差出申候 之分は別廉に取調 成嶋図書頭・同桓之助 返納仕候様被仰渡被下置候様申上 奥御用 認め差出候儀に御座候事 ても難相分候に付 前々より之留帳之侭に 居候御品も可有之哉難計候へ共 私共方に 先例に御座候間 拝借と申儀奥御右筆衆より達にても御座候 諸向より之拝借願書御下ケ有之候歟又は誰 差出候節は 誰殿御用に付差出申候旨相認 候て差出申候 右は各様方并奥御右筆衆よ と認め候廉并何之誰拝借と申廉両様に認め え書面相渡 取計之儀申談候 然る処表御 誰殿御用と認め候内にも拝借に相成 何之誰拝借と申儀留帳え相記し候事 前段之通両様に認め分け

御書物奉行

蔵御修復願」を差し出す。左の通り。 五月二十一日、林阿弥を介して摂津守へ「一御

御書物蔵一棟御修復之儀申上候書付 御書物奉行

方え御取繕之儀申談候処 去丑 (天保十二) 度々小普請方え申談 御取繕に仕置候処 取立に相成候処 近年雨漏仕候に付 其都 御蔵弐間に四間半一棟 天保元寅年新規御 最早御取繕には相成かたく旨申聞候間 年)十月 小普請方手代罷越見分仕候て 去秋以来別て雨漏強相成候間 紅葉山下御宝蔵構御書物蔵四棟之内 壱之 猶又小普請 其

> 被下候 以上 内御本箱色々に手当仕見合罷在候処 此節 之時分にも相成御為不宜奉存候に付 上御修復御座候様 に至弥雨漏数ケ所に相成候間 早々見分之 節御修復之儀可申上奉存候得共 追々寒気 小普請奉行へ被仰渡可

寅五月 中山栄太郎

黒野源太左衛門

小林半右衛門 水野新衛門

山源太夫を介して御下げになる(返納される)。 六月四日、天文方拝借のうち、左が奥右筆の向

天地二球用法書 刺蘭迭暦書写 五梱

右渋川助左衛門拝借之分返納

儀象考成

四帙二十四冊

附図

管窺輯要 三十二冊

乾象図説 箱入一帖

図書集成 庶徴九帙目 元天文方吉田四郎三郎拝借之分返納 二十冊

明史稿 宋遼金元別史 十七史 三百四十冊 八十二冊 六十冊

右天文方四人拝借之分返納

六月二十五日、摂津守御用天文方拝借書籍三部

庫に無之に付」)、左の二部を差し出す。 のうち、『貞享暦』七巻は御蔵に無いので(「御文

寛政暦法新書 宝暦暦法新書 十六冊

天保十四年癸卯(一八四三)七月から十二月まで 【第二百冊目】

(十月) 九月 (七月) 小林半右衛門 (八月) 黒野源太左衛門 (十二月) 渋川六蔵 水野新衛門(十一月)小林半右衛門 渋川六蔵 (閏九月)中山栄太郎

匁、岩崎と市野が二人で銀一匁)。 寺社奉行戸田日向守宅へ遣わす(額は中山が銀四 市野市郎左衛門(書物同心)が寄付の「銀子」を 明神の再建に寄付すべき旨の達あり。中山栄太郎 (書物奉行)・岩崎多左衛門(書物同心世話役)・ 七月十一日、日光社参の御供をする者は宇都宮

守よりの書付)。 てきたが、今後は「学問所」と称すべき旨(越前 八月九日、昌平坂学問所を古来「聖堂」と称し

付」左の通り。 閏九月五日、「御書籍御修復之儀に付奉伺候書

入中 可申上旨 当三月被仰渡候に付 掛申渡置候処 向後臨時御修復被仰付候 御書籍御修復之儀は唯今迄同心弐人充定式 御風入之節破損之品見出次第取集置 四庫之御損書物見出候処 凡冊数 当年風

> 帖·卷物七軸·帙三拾四帙 取調候処 冊数四百弐拾壱冊·折本拾壱 御修復仕度奉存候に付 先一之御庫之分 之内一之御庫は御品柄も貴重之儀故 早々 付壱通相添 此段奉伺候 以上 同心共え御修復為仕可申哉 三百五拾八匁七分に御座候 千八百六十冊・帙弐百十八帙に御座候 此御修復入用 別紙御入用書 右御入用を以 右

卯閏九月 中山栄太郎

星野源太左衛門 水野左衛門

小林半右衛門

渋川六蔵

*御修復伺が「伺之通」となった旨、右の書付 に添付された翌年正月二十九日の「鰭」にあ

用積書」として見積が添えられている。左の通り。 御修復伺にはまた「一ノ御庫御書籍御修復御入

覚

拾弐匁 五欠 弐拾匁 六分 五拾七匁六分 弐拾壱匁七分 四拾八匁 百弐拾九匁六分 帙紫檀こはぜ四十枚 美濃紙三拾二帖 鳥子表紙八拾枚 間二合三拾壱枚 花色間ニ合弐枚 太白糸八拾目 純子弐丈七尺 唐紙拾枚

四匁 六匁 拾壱匁 七匁弐分 三拾六匁 漿麩粉八升 刷毛四挺 同紐三丈

庖丁弐挺 炭壱俵

合銀三百五拾八匁七分 此金五両三分弐朱と銀六匁弐分

卯閏九月 御書物奉行

候書付」を摂津守へ差出す。左の通り。 閏九月二十四日、「表御右筆日記之儀に付奉伺

候は、 御目付・表御右筆組頭え其段被仰 櫓内え納置度 此段奉伺候 御用無之儀にも御座候はゝ 年数相立 過半虫入文字難見分罷成候間 加藤明英)被成御下候御品に御座候 然処 御文庫に有之候表御右筆日記之儀は 宝永 渡可被下侯 以上 元申年九月廿六日 加藤越中守殿(若年寄· 伺之通被仰渡 百人組二重御

卯閏九月 (書物奉行連名)

*同年十一月「伺之通」となる。

衛門より提出された願書「御書籍拝借之儀申上候 より左の書面が御下げになる(天文方の山路弥左 十月十五日、堀田摂津守(若年寄・堀田正敦)

四大洲輿地全図四本訓ャラ語厄利亜語ニ訳ス書二冊

(→十月十七日、黒沢正助を介して差し出す)。御役所え拝借仕置度奉存候 依之此程奉願候右三部何も御見合に相成候書に御座候間 私

物奉行」。

小一月十日、「表御右筆日記」を長持一棹に入れ、
「中之口御張紙下」へ持ち出し、表右筆の小倉熊
「中之口御張紙下」へ持ち出し、表右筆の小倉熊
「中之口御張紙下」へ持ち出し、表右筆の小倉熊
「中之口御張紙下」へ持ち出し、表右筆の小倉熊
「中之口御張紙下」へ持ち出し、表右筆の小倉熊

【第二百一冊目】 弘化四丁未年(一八四七)正月から六月まで

(五月)小林半右衛門(六月)金井伊太夫(三月)黒野源太左衛門(四月)水野新衛門(正月)小林半右衛門(二月)金井伊太夫

左の通り。 正月十九日、渋川助左衛門拝借本を差し出す。

説郛 五ノ下/六ノ上 一冊

内春秋元名苞

経訓堂蔵書(叢書)中

書物方年代記⑤ 文化十一年~安政四年

晏子春秋

論衡

一冊

十冊

正月二十三日、備前守御用で左を差し出す。

実測輿地全図 弐百十四張/三十巻 三箱

で、「御書物蔵に有之候御書籍総目録一覧の要望で(「御書物蔵に有之候御書籍総目録一覧いたし度候間「可被差出候事」)、『重訂御書籍目録』を即刻差し出す(→二月八日、御書籍目録」を「御用部屋」(老中・二月八日、「御書籍目録」を「御用部屋」(老中・二月八日、「御書籍目録」を「御書籍総目録」といる。

写・製本を左の同心へ申し渡す。二月十日、御用部屋に置く「御書籍目録」の書

四月六日、多紀安良、左を拝借の旨。

救荒本草 五冊

勢守御用の書籍、左の通り(→四月十六日、差し勢守御用の書籍、左の通り(→四月十六日、差し四月十五日、「高嶋四郎大夫没収本」の内、伊

フォンデツケル著

小戦記

セーソク著

石火矢等の重力を論する書

フォンデツケル著

歩卒騎兵鉄炮三件之心得を記したる書

出すべき旨(伊勢守御用)。即刻差し出す。四月二十四日、左の蘭書類を唯今御用に付差し

ウエイランド諸術芸字書 一冊

ヒユギユエニン著

焼紅弾説

一冊

御用で差し出す(多紀安良拝借)。郎を介して、主膳正(若年寄・大岡主膳正忠固)郎を介して、主膳正(若年寄・大岡主膳正忠固)が、京弥十

紀伊守・林式部・成嶋桓之助拝借)。 五月十二日、主膳正御用で左を差し出す(筒井

一朝野旧聞哀稿

中嶋祖兵衛

弋育

五月十六日、主膳正御用で左を差し出す。

鋳大小炮法を記す書 壱冊ヒユキユエニン著

【第二百二冊目】 弘化四丁未年(一八四七)七月から十二月まで

衛門(十一月)黒野源太左衛門(十二月)石川良左(九月)水野新衛門(十月)金井伊大夫(九月)黒野源太左衛門(八月)石川良左衛門(七月)黒野源太左衛門(八月)石川良左衛門

七月十一日、左の書籍が新規お預けとなる。

拝命する。 転じ、大坂弓矢奉行の石川良左衛門が書物奉行を転じ、大坂弓矢奉行の石川良左衛門が大坂弓矢奉行に

を介して主膳正へ差し出す。(『重訂御書籍目録』二十冊)が完成し、原弥十郎(月二十三日、「御用部屋御扣」の「御書籍目録」

九月十日、左を主膳正御用で差し出す。(→九月三日、返納)。(「新収御書籍目録」一冊)を、主膳正御用で差し八月二十四日、「続集御書籍目録御庫扣之分」

新井君美雑書 八冊 三冊

の総額は四両三分。 用部屋用に「御書籍目録」の写しを作成した同心 たちへの手当)ほかを御金蔵より受け取る。手当 たちへの手当)ほかを御金蔵より受け取る。手当 の総額は四両三分。

御庫に収納。
十一月二十三日、左が新規お預けになる。三ノたので以後は拝借しない旨「御下ケ書面」にあり。中之口で林式部より受け取る。ただし副本が出来中之口で林式部よりでは取る。ただし副本が出来中之口で林式部より

霊憲睺(候)簿 箱入百壱冊

て主膳正へ進達する。 十二月二十一日、左の晝面を、原弥十郎を介し

渡辺登没収本之申上并目録共 高橋作左衛門没収本之伺并目録共 弐通

十二月二十六日、左が新規お預けとなる。

一条天皇事記 十二冊

【第二百三冊目】 嘉永三年庚戌(一八五〇)正月から六月まで

(五月)金井伊大夫(六月)佐山源右衛門(三月)佐山源右衛門(四月)水野新衛門(正月)水野新衛門(二月)金井伊大夫

に記し置く。一冊を差し出す(多紀安良拝借)。委細「出納帳」三月六日、越中守御用で「府州県志」百八十三

二人とも「居附」)。 藤之丞(小普請組)と共に林奉行を拝命(ただし藤之丞(小普請組)と共に林奉行を拝命(ただし

三分銀五匁五分を、昨日御金蔵より受け取る。四月十一日、「宋板類五部」の修復費用金五両

【第二百四冊目】

(十一月)金井伊大夫(十二月)佐山源右衛門(九月)佐山源右衛門(十月)水野新衛門(七月)水野新衛門(八月)金井伊大夫

となる。左の記述あり。 九月朔日、書物同心の持田佐右衛門が「御譜代」

御書物同心

宅同人申渡す 世話役大柳甚之助立合申侯仰付候旨 但馬守殿被仰渡候段 於伊大夫右老年迄無懈怠出精相勤候に付 御譜代被

十二月十四日、左が新規お預けとなる。

篆文四書六経

外拾六部

十二月二十九日、備前守御用で、左を差し出す。

厚生新編 弐拾冊

【第二百五冊目】 嘉永四年辛亥(一八五一)七月から十二月まで

(十一月)佐山源右衛門(十二月)蒔田又三郎(九月)木村董平(十月)石井内蔵允(七月)佐山源右衛門(八月)蒔田又三郎

り受け取る。 八月二日、御用済みにつき、左を成嶋桓之助よ

御譲本

 歴代君鑑
 特五冊

 大学衍義
 箱入
 拾五冊

主膳正へ進達する。へ詰め替えしたい旨の伺書を、原弥十郎を介してへ詰め替えしたい旨の伺書を、原弥十郎を介しての月五日、一ノ御庫の湿気が強いので四ノ御庫

書物奉行を拝命する。 八月十四日、石井内蔵允(学問所勤番組頭)が

答する。 筆荒川鋭太郎から問い合わせあり、左のように回 九月三日、同心組頭の上下着用の件につき奥右

【上略】取調候処 享保十九子年日記留其

書物方年代記⑤

文化十一年~安政四年

*享保十九年は寅年。十七年の誤記か。等之留は無之段 今日右鋭太郎え相答置候尋之節 答書書留之写は相見候得共 伺書外文化度御目付黒川与市・水野中務等より

弥十郎を介して)。 壱四唱替」の伺書を同人へ進達する(いずれも原 に終了した旨を主膳正へ進達する。同じく「御庫 に終了した日を主膳正へ進達する。同じく「御庫

帳」に記載する。 を介して受け取る。いずれも新収の書物で「新収を介して受け取る。いずれも新収の書物を成嶋邦之丞

記載する。 が御下げになる。新収の書物なので「新収帳」に 十月二十四日、奥向より成嶋桓之助を介して左

丹鶴叢書 弐拾七冊入 一箱

載する。 同日、奥御用で左を差し出す。「出納帳」に記

右州府志 二十七冊 **右州府志** 二十七冊

【第二百六冊目】 嘉永五年壬子(一八五二)正月から六月まで

(四月)石井内蔵允(五月)佐山源右衛門(閏二月)佐山源右衛門(三月)木村董平(正月)木村董平(二月)石井内蔵允

(六月) 木村董平

二月四日、堀田孫之丞(学問所下番)が書物同「詰番名面除」の旨(→五月二十七日、病死)。本庄安芸守道貫)へ差し出す。明後二十三日よりが病気のため「詰番御断届書」を安芸守(若年寄・正月二十一日、同役(書物奉行)の蒔田又三郎

二月九日、堀田孫之丞について左の記述あり。心となる(「御書物同心明跡え被仰渡候」)。

被仰付 返納残金之義 林大学頭外弐人よ堀田孫之丞 元場所(学問所)にて拝借金

り達書

内蔵允宅え差越 承置之旨下札を

以及即答 写応対帳に留置候 御順覧之事

周二月二記日、『重覧圣』(重文) TMM Oを と「書目扣帳」の突き合わせに取り掛かる。 閏二月十二日、「高橋作左衛門外両人没収本」

息所」を小普請方より受け取る)。

「関ニア大田大「御三家方御休分して差し出す(→三月十三日、「御三家方御休受けたい旨、寺社奉行への「掛合書」を、清甫を復作業のため、「楓山御三家方御休息所」を借り

世話役御免につき、左の記述あり。 五月六日、持田佐右衛門(書物同心世話役)の分を蓮池御金蔵より受け取り候旨。 四月十八日、『道蔵経』修復手当金二十七両二

御書物同心世話役

五拾俵之高に御足高被下候旨 遠藤但馬守右数年出精相勤候に付 勤候内御扶持方共右

(書物奉行・佐山源右衛門)罷出候番先月当月御老中方御支配方不残源右衛門殿被仰渡候間 其段申渡候 右御礼勤候月

儀は是迄之通相心得候様申渡候追々及老年候間 世話役御免之事 席順之右同人

大柳甚之助 世話役並

右世話役申渡候

(五月)木村董平 (六月) 嶋田帯刀(三月)石井内蔵允(四月)無記(三月)木村董平

御広敷番之頭」を拝命。 三月晦日、佐山源右衛門(書物奉行)が「西丸

御掛軸」四軸があるので、明日差し出す旨。六月二日、昨日、奥右筆の久野正六郎より達あか調べ、結果を明日差し出せというもの。調査のか調べ、結果を明日差し出せというもの。調査のか調べ、結果を明日差し出せというもの。調査のか調べ、結果を明日差し出せというもの。調査のか調べ、結果を明日差し出せというもの。

要)で、持参したのは「大字」なので御入用でなしたところ、細字の「御筆」(御直筆)が御入用(必六月四日、「常憲院様御筆四軸」を殿中に持参

【第二百八冊目】 安政三年丙辰(一八五五)正月から六月まで

本紙留記 天文方え順達可申候

(五月) 嶋田帯刀(六月)石井内蔵允(三月) 中井太左衛門(四月) 武嶋安左衛門(正月) 嶋田帯刀(二月)石井内蔵允

の記述あり。 震御救金請取印紙世話役より差出し請取置申候」 月二日) にともなう「御救金」の支給について、「地 正月十一日、前年の安政江戸地震(安政二年十

所出役を拝命の旨。 二月二十一日、堀田孫之丞(書物同心)が講武

届け出る。

届け出る。

「田=約一○九メートル離れた的を撃つ訓練)
「一町=約一○九メートル離れた的を撃つ訓練)
「一町=約一○九メートル離れた的を撃つ訓練)
「三月晦日、石井内蔵允(書物奉行)の悴と孫が

に含まれている旨回答し、明二日に差し出す。中村又兵衛より指示あり。「高橋作左衛門没収本」借したい旨。所蔵するならば差し出すべきよう四月朔日、水戸前中納言(徳川斉昭)が左を拝

北槎聞略図 九枚一袋入

四月四日、蕃書調所(洋学研究と翻訳のための 四月四日、蕃書調所(洋学研究と翻訳のための 「紅葉山御文庫」と天文方にお預けの「蕃書類」 されるので、書名を調査すべき旨。蕃書預替」 されるので、書名を調査すべき旨。 番書預所の附属書庫が設置されるまでは、謹一郎から要求があれば蕃書類を差し出すべき旨。 仏上、但要求があれば蕃書類を差し出すべき旨。以上、但馬守(若年寄・遠藤但馬守胤統)より仰せ渡される。四月十三日、蕃書調所(洋学研究と翻訳のための四月四日、蕃書調所(洋学研究と翻訳のための本語の機関)が開設される。

こととする。

こととする。
四月二十五日、高橋作左衛門没収本のうち、蕃四月二十五日、高橋作左衛門没収本のうち、蕃四月二十五日、高橋作左衛門没収本のうち、蕃

す(鉄炮方が拝借)。
五月十日、越中守・但馬守御用で、左を差し出

たい では 大概使用説 四冊

続大礮使用説 二冊

管しない分の扱いについて、左の記述あり。 六月六日、高橋作左衛門没収本で蕃書調所へ移

本目繰込伺之義 先達て取調候目録を以文書類其外図等之分 先格も有之候に付高橋作左衛門没収本此度蕃書引渡候残 満

候■ 猶又得と相考可及示談旨申聞■ と相分兼候間 右伺書祭酒方へ御下に相成可然旨申聞候 尤正陋之分目録斗にては聢可然皆申聞候 尤正陋之分目録斗にては聢

【第二百九冊目】 安政四年丁巳(一八五七)正月から六月まで

(六月)石井内蔵允(五月)・嶋田帯刀(五月)武嶋安左衛門(閏五月)・嶋田帯刀(三月)・中井太左衛門(四月)・中井太左衛門(正月)・嶋田帯刀(二月)石井内蔵允

行を拝命。

「正月十三日、庄田金之助(腰物方)が書物奉の有無の問い合わせあり(所蔵せず)。

「正月二十日、立田録助より『行軍遺範』の所蔵の有無の問い合わせあり(所蔵せず)。

正月二十六日、左が新規お預けになる。

崇禎曆書曆引 弐冊

暦引図編

三月二日、奥御用で左を差し出す。

 鶏肋集
 廿本

 増加養書
 十六本

 豊加集
 十六本

書物方年代記⑤ 文化十一年~安政四年

急御用で差し出す。三月七日、『東照宮御実紀』『同御附録』とも、

庄次郎を介して但馬守へ進達する。 「重復本御取払且**類聚国史**御買入伺書」を、早川五月十三日、「御文庫御貯金遣ひ払明細申上帳」

請取書を取る。委細は「蕃所取調帳」に記録。五月十四日、蕃所組頭の鈴木正之助へ左を渡し、

一**厚生新編** 弐百弐拾七冊

内弐百七冊

所へ渡す。 書調所へ移管した分を除く残りの書籍等)を学問書調所へ移管した分を除く残りの書籍等)を学問

において渡す)。
取りたい旨の書面到来(→六月二十三日、中之口取りたい旨の書面到来(→六月二十三日、中之口物奉行)へ『亜墨利加書類』『輿地全図』を受け物奉行)へ『亜墨利加書類』『輿地全図』を受ける

(主任公文書研究官)